

## 令和8年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第4回財調協議会幹事会：R8.1.6）

## 【都側提案事項】

## 1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	区民関係等事務費（人権擁護員）	人権擁護員に係る経費について、実施区が1区のみであることから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	区民関係等事務費（人権擁護員）について、算定を廃止する。
2	区民関係等事務費（調査委託料）	区民関係等事務費に係る調査委託料について、実施区がないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都側提案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	区民関係等事務費（調査委託料）について、算定を廃止する。
3	心身障害者緊急一時保護事業費（都型ショートステイ・家庭保護）	心身障害者緊急一時保護事業に係る経費のうち都型ショートステイについては実施区が存在せず、家庭保護については実施区が4区と少数であることから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	都側提案は廃止のみの提案であり、平成30年度財調協議での議論を踏まえ、区単独事業の検証抜きに廃止することは妥当ではない。 （第2回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		平成30年度財調協議においても、都型ショートステイ及び家庭保護の実施状況を踏まえ、都区財政調整における標準区経費の設定を見直す必要があると述べている。その上で、今回、改めて確認した特別区の実態を踏まえ、算定廃止を提案しているものであり、都側提案は妥当であると考えられる。なお、区単独事業についても、平成30年度財調協議において、各区により実施状況が異なることから、標準区経費を設定することは妥当ではないと都側の見解を示している。「区単独事業の検証」が必要なのであれば、都側提案に沿って整理した上で、区側で改めて調査を実施し、次年度以降に提案すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	区としても、本事業の見直しの必要性については認識している。しかし、区単独事業については、都型ショートステイ及び家庭保護事業と高い関連性のあるものと考えており、平成30年度財調協議時に区側で調査をした結果、19区での実施を確認している。そういった過去の協議状況や本事業と関連性の高い区単独事業の実施状況等を踏まえると、今回の本事業に係る提案に当たっては、少なくとも、区単独事業についても調査対象とし、現時点での区単独事業の実施状況等を鑑みた上で、見直しを検討する必要があると考える。なお、算定の見直しに係る提案等については、区単独事業の調査及び検証等を含め、引き続き都区双方で検討するものとする。 （第4回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	心身障害者緊急一時保護事業費（都型ショートステイ・家庭保護）（つづき）	都としては、本事業の見直しに当たり、提案事業と区単独事業は個別に議論が可能と考えているが、区単独事業の実施状況等を鑑みる必要があるということであれば、区側において検証を実施すべきと考える。繰り返しになるが、都側提案は、今回、改めて確認した特別区の実態を踏まえ、算定廃止を提案しているものであり、妥当である。しかし、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）		
4	身体障害者福祉電話通話料補助事業費	身体障害者福祉電話通話料補助事業に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 （第1回幹事会）	都側提案は未実施区も含め標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。 （第2回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
	各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考えるが、区の見解を伺う。 （第3回幹事会）	突出した数値や、一部で事業実施のない状態等、すべて「特別区の実態」だが、それらを基に、標準的な行政の実施に必要な額となるよう、数値を精査することが標準区経費の設定方法であると考えている。 都側提案は、未実施区も含めて算出しており、いずれの区が事業を実施した場合であっても、標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていないため、妥当ではないと考える。 （第4回幹事会）		
	繰り返しになるが、各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）			
5	【投資】老人福祉費（密度補正）	本補正は、住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率をもとに、老人福祉費の割増又は割減をしている。 令和7年度財調協議で実施した「投資的経費の見直し」に伴い、老人福祉費の投資的経費が全固定となったことで、本補正が機能を失い、必要性がなくなったことから、本補正を廃止する。 （第1回幹事会）	都側提案は、老人福祉費の投資的経費が全固定となったことにより、密度補正が機能しなくなったことを踏まえた、妥当な内容であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	【投資】老人福祉費（密度補正）について、算定を廃止する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	環境計画推進費 (行動計画等運営委員会)	行動計画等運営委員会に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 (第1回幹事会)	都側提案は未実施区も含め標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。 (第2回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 なお、区の主張どおり、未実施区を除く実施回数等により標準区経費を設定した場合、全体充足率は約245%、決算実績がある区のみに限った充足率でも約107%となり過大となるため、妥当ではないと考えるが、区の見解を伺う。 (第3回幹事会)	突出した数値や、一部で事業実施のない状態等、すべて「特別区の実態」だが、それらを基に、標準的な行政の実施に必要な額となるよう、数値を精査することが標準区経費の設定方法であると考え。 都側提案は、未実施区も含めて算出しており、いずれの区が事業を実施した場合であっても、標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていないため、妥当ではないと考える。 (第4回幹事会)	
		区の主張どおり標準区経費を設定した場合でも過大算定となることについて、区側から明確な見解が示されなかったのは残念である。 本事業は、平成18年度財調協議において新規算定して以降、見直しがなされておらず、都側調査の結果、決算額と現行算定額とが乖離しており、過大な算定となっていることが確認できたことから、見直し提案を行ったものである。 都としては、各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。そのため、事業の未実施区も含めて標準区経費を設定することは妥当であると考えているが、区側は未実施区を除き標準区経費を設定すべきと主張し、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)		
7	総務管理費（産業医報酬）	総務管理費（産業医報酬）について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 (第1回幹事会)	清掃費の総務管理費については、令和6年度財調協議における清掃費の見直しの中で改善を行った項目になるが、令和8年度財調協議で改めて見直しを行う理由を伺う。 (第2回幹事会)	総務管理費（産業医報酬）について、算定を見直す。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	総務管理費（産業医報酬） （つづき）	<p>本経費は、平成29年度財調協議で見直しを行って以降、見直しがなされていない。また、都側調査の結果、決算額と現行算定額との乖離が確認できたことから、見直しが必要である。</p> <p>都としては、3年ごとに清掃費の経常的経費全体を見直すという取扱いに固執する必要はなく、適時適切に見直しを行っていくべきと考えるが、見解を伺う。 （第3回幹事会）</p>	<p>令和6年度財調協議でも述べたとおり、今後収集運搬体制が変わる等、各区の取組みが大きく変化する際には、複数年に渡る見直し等を都区双方で検討したいと考えるが、現時点での見直し方法については、3年ごとを基本に清掃費全体を見直すことが適当であると考え。</p> <p>一方で、3年ごとの見直しを基本としながらも、平成29年度財調協議以降見直しがなされていない項目として、見直しが必要とする都側の意見も一定程度理解する。</p> <p>なお、現行算定は一部固定であり、標準区経費は回帰分析により設定されている。都側提案は全固定かつ、単価と清掃事務所及び清掃事業所数のモデルによる設定となっているが、変更した理由を伺う。 （第3回幹事会）</p>	
		<p>令和5年度財調協議で教職員健康管理費（産業医報酬）の算定充実を行った際、労働安全衛生法に規定されている基準を踏まえて、50人以上の職員が在籍する事業場数に応じて産業医の人数を全固定で設定しており、同様の考え方でモデル設定を行ったものである。 （第4回幹事会）</p>	<p>都側提案は、令和5年度財調協議を踏まえた経費設定となっており、妥当であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	
8	総務管理費（廃棄物減量等審議会委員報酬）	<p>総務管理費（廃棄物減量等審議会委員報酬）について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 （第1回幹事会）</p>	<p>都側提案は、未実施区も含めた実施回数等により標準区経費を設定している。標準区経費の設定においては、未実施区を除くべきであることから、都側提案は妥当ではない。 （第2回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。
	<p>各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。</p> <p>なお、区の主張どおり、未実施区を除く実施回数等により標準区経費を設定した場合、全体充足率は約171%、決算実績がある区のみに限った充足率でも約119%となり過大となるため、妥当ではないと考えるが、区の見解を伺う。 （第3回幹事会）</p>	<p>突出した数値や、一部で事業実施のない状態等、すべて「特別区の実態」だが、それらを基に、標準的な行政の実施に必要な額となるよう、数値を精査することが標準区経費の設定方法であると考え。</p> <p>都側提案は、未実施区も含めて算出しており、いずれの区が事業を実施した場合であっても、標準的な行政の実施に必要な水準が担保できる設定となっていないため、妥当ではないと考える。 （第4回幹事会）</p>		

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	総務管理費（廃棄物減量等審議会委員報酬） （つづき）	<p>区の主張どおり標準区経費を設定した場合でも過大算定となることについて、区側から明確な見解が示されなかったのは残念である。</p> <p>本事業は、平成27年度財調協議で見直しを行って以降、見直しがなされておらず、都側調査の結果、決算額と現行算定額とが乖離しており、過大な算定となっていることが確認できたことから、見直し提案を行ったものである。</p> <p>都としては、各区の決算額を基にした見直し案については、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。そのため、事業の未実施区も含めて標準区経費を設定することは妥当であると考えているが、区側は未実施区を除き標準区経費を設定すべきと主張し、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>また、次回、清掃費の経常的経費全体の見直しを行う令和9年度財調協議においては、本事業についても区側で調査を行った上で、提案を行うべきと考えていることを申し添える。</p> <p>（第4回幹事会）</p>		
9	道路認定事務費	<p>道路の認定、廃止等に伴う測量調査及び道路台帳の作成管理等に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定の見直しを行う。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>都側提案は、標準区経費の設定に当たり、経費が突出している上位区の決算を除外しているが、下位の区も同様に除外する等、経費設定について精査が必要と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	道路認定事務費について、算定を見直す。
		<p>区側から、所要経費が下位の区も除外すべきとの意見があった。しかし、経費が突出している上位区とは異なり、下位区は連続的な分布を示しており、外れ値とは認められず、除外すべきではないと考える。</p> <p>一方で、本事業はこれまで一度も見直しを行っておらず、現行算定と区の実態との乖離が著しい状況にあり、不調にすべき事案ではないと考える。そのため、上位の除外区数を変更するなど、改めて経費を設定する。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>区側としては、下位の区も除外する方向で検討すべきと考えるが、除外区数を変更した都側修正案についても一定程度理解できるものと考えている。また、都側の発言にもあるとおり、現行算定と区の実態に大きく乖離が生じている状況があり、区側としても看過することはできない。以上の点を踏まえ、都側修正案に沿って整理したいと考える。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	
10	防災生活圈促進事業（態容補正）	<p>都市整備費の態容補正において、21項目を算定対象としているまちづくりに要する経費のうち、防災生活圈促進事業については、令和7年度以降に実施する予定の区がないことから、算定を廃止する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>防災生活圈促進事業について、今後、特別区での実施予定がなく、都側提案は妥当であると考えられるため、都側提案に沿って整理する。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	防災生活圈促進事業について、算定を廃止する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	都市再生総合整備事業（態容補正）	都市整備費の態容補正において、21項目を算定対象としているまちづくりに要する経費のうち、都市再生総合整備事業については、令和7年度以降に実施する予定の区がないことから、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	事業が継続されている中、算定を廃止する考え方については疑問が残るが、今後の実施予定がないことは認識した。区側としては、事業の制度が継続しているため、将来需要が見込まれる際には、本事業について、改めて協議すべきであると考えているが、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	都市再生総合整備事業について、算定を廃止する。
		本事業について、将来需要が見込まれる際には、区側提案を受け、協議することに異論はない。 （第3回幹事会）	都側より「将来需要が見込まれる際には、区側提案を受け、協議することに異論はない」との見解が示された。このことを踏まえ、今回は都側提案に沿って整理することもやむを得ないものとする。 （第4回幹事会）	
12	社会教育指導者講習会費	社会教育指導者に対する講習会に係る経費について、特別区の実態と乖離があることから、算定を見直す。 （第1回幹事会）	都の調査結果では、経費計上区及び決算額が前回の見直し時と比べて著しく減少しているとのことである。区で都の調査結果を検証したところ、講習会を委託により実施しているにもかかわらず、調査への回答を行っていない区が存在したことから、本調査結果のみを踏まえて縮減すべきではないと考える。 （第2回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		社会教育指導者講習会費について、講習会を委託して実施している区のうち、都調査への回答をしていない区が存在したとのことである。都の調査は各区における事業執行の形態を問わず、実施状況を調査したものであり、現に調査票にはその他の回答区分を設け、網羅的に回答を求めたものである。そのため、区側が指摘するような事例も含めて回答すべき性質のものである。この点は区側にもしっかりと認識をしていただきたい。 しかしながら、調査結果に反映されていない実態があることを確認したことから、協議が整わなかったものとして整理する。 （第3回幹事会）		

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項  
基準財政需要額の調整項目

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	防犯機器等購入補助事業費	<p>都は、都民の防犯意識の高まりを踏まえ、区市町村が実施する侵入盗被害防止に有用な防犯機器等の導入に関する補助事業に対し、補助上限額の基準を設けた上で10分の10補助することとしている。</p> <p>これにより、都制度においては、区市町村の負担は発生しない枠組みとなっている。</p> <p>このため、本事業における都の補助基準が、都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。</p> <p>(第2回幹事会)</p> <p>特別区における犯罪認知件数が都内市と比較して多いという点であるが、特別区は市部と比べて人口が多いため、犯罪認知件数が増えるのは当然のことと承知をしている。しかし、犯罪認知件数が多いことと都の上乗せ補助を実施することの関連性が不明であり、区の主張する説明は、都の補助基準以上の水準で財調算入するために必要な「論理的な説明」としては不十分と考える。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	<p>防犯機器等購入補助事業費について、令和8年度に限り、臨時的に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は「東京都防犯機器等購入緊急補助事業」における補助想定内容を踏まえ、普遍性や内容、経費の性質を考慮し、標準的なモデルを作成の上、設定する。</p> <p>(第1回幹事会)</p> <p>平成21年度財調協議の際に、基準財政需要額のあり方について都区双方で確認を行ったが、その中で、都側から「都の基準を上回る需要を財調算入する場合、大都市需要として論理的に説明できることが必要」との考え方が示された。</p> <p>本事業は、昨今の都民の体感治安の悪化や防犯意識を踏まえ、都内区市町村で実施される個人宅向け防犯機器等の購入補助を行うものであり、都の想定範囲の補助率・補助上限額であれば、区側に経費は発生しない。しかし、警視庁の公表する「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認知件数」によれば、令和6年の犯罪認知件数の特別区平均は約3,000件と都内市平均の約900件を大きく上回っている。そのため、特別区においては、防犯対策の必要性・緊急性が特に高いことから、都の上乗せ補助を行う当該経費は、大都市需要として論理的に説明できるものであり、標準的な経費として妥当であると考えている。については、都側の見解を伺う。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	防犯機器等購入補助事業費 (つづき)		人口当たりの犯罪発生件数においても特別区は市部より高い数値を示しており、犯罪件数の多さ等に起因する特別区の体感治安の相対的悪化について否定できないと考える。 このような特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
2	ガバメントクラウド関連経費	区側提案は令和7年度における各区のガバメントクラウド利用状況調査をもとに1システムに係る月額単価及び移行に係る完了率を設定し、標準化対象の20基幹業務のうち都が徴収する固定資産税と法人住民税を除く18システムを対象規模とみなして経費設定している。 標準区経費の設定に当たっては、既に算定されている「電子計算事務費」等のうち、物理サーバーやデータセンター利用料等が下がる可能性があるため、既存経費の見直しを併せて行うべきと考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	ガバメントクラウド関連経費について、新規に算定する。また、特別区のガバメントクラウド利用状況を踏まえ、令和12年度まで段階的に算定を充実する。なお、全固定での算定とし、各年度の標準区経費は実施区平均及び自治体システム標準化移行完了状況により設定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		区側より「ガバメントクラウド利用料については実際に発生している経費であるため算定すべき」と発言があったが、少なくとも「電子計算事務費」で算定されている物理サーバー等にかかる経費と代替関係にある以上、その点が整理されていない区側提案は、標準区経費として妥当性に欠けると考える。なお、他の個別システムに係る経費についても検証のうえ、適切に整理すべきと考える。 (第4回幹事会)	自治体システム標準化移行により、従来「電子計算事務費」等で算定されているシステム保守委託等において、物理サーバーやデータセンター利用料等が減少する可能性はある。しかし、ガバメントクラウド利用料については実際に発生している経費であるため算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	
			本事業については、国の方針に基づき、原則として令和7年度を目標に全区で行われるものであり、標準算定すべき事業ではあるが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
3	おくやみコーナー運営事業費	区側提案は、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、実施区平均による標準区経費の設定では妥当性に欠けると考える。 (第2回幹事会)	おくやみコーナー運営事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	おくやみコーナー運営事業費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	おくやみコーナー運営事業費（つづき）	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の平均をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めた平均により、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
4	都・区市町村DX協働運営委員会経費（人材シェアリング利用団体応分負担）	各区の次年度参加意向状況を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。 意向状況をもとにした経費設定ではなく、これらの区の実績を把握した上で標準区経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	都・区市町村DX協働運営委員会経費（人材シェアリング利用団体応分負担）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は当該事業が参加するメニュー数によって3段階に分かれていること、各区の次年度参加意向状況を踏まえ設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		前提として、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即して判断をしている。その上で、本事業について、意向状況を用いた見込みでは、予算等の見込みと比べて、次年度の各区の参加を担保しているとは言い難いため、妥当性に欠けると考える。 また、事業の普遍性についても、意向状況を用いた見込みでは、参加予定区は過半数を超えているが、経費設定同様、各区の実績を踏まえた上で判断すべきと考える。 （第4回幹事会）	都側から、「各区の次年度参加意向状況を用いた標準区設定では妥当性に欠ける」との意見があったが、過去の協議において、予算等の見込みにより標準区経費を設定し、合理的かつ妥当な算定を行っている事業も存在することから、各区の次年度参加意向状況を用いていることを理由に妥当性を否定されるものではないと考えるが、都側の見解を伺う。 さらに、区側としては本事業は多数の区で実施を予定している普遍的な事業であり、特別区の実態を踏まえ標準区の設定を行っていることから、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。よって、当該経費は、標準的な経費として妥当と考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
5	男女共同参画事業費	区側提案は、特別区の実態を踏まえ、算定を充実することであるが、具体的にどのような状況の変化があったのかを伺う。 （第2回幹事会）	男女共同参画事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、包括算定項目であることから、見直しに当たっては事業費全体を見直す。 （第1回幹事会）	男女共同参画事業費について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	男女共同参画事業費 (つづき)	<p>都では2050東京戦略において、性的マイノリティの方も含め、「東京で働き、暮らす誰もが共に交流し、支えあうインクルーシブシティ東京を実現」と掲げている。また、区でも前回見直し時から、LGBT等の性的マイノリティに関する事業の実施やSNS相談などの取組が拡大している実態により、経費が増加していることを確認できた。区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 (第4回幹事会)</p>	<p>前回見直しを行った平成28年度財調協議以降、LGBT等の性的マイノリティに関する事業の実施やSNS相談等の特別区の取組みが拡大している。実際に、21区で新規の事業を開始していることを確認しており、特別区の実態として経費が増加している。 (第3回幹事会)</p>	
6	公金取扱手数料 (指定金融機関業務経費)	<p>現行の標準区経費の設定方法については、回帰分析としているが、今回の提案においては、業務ごとの単価に件数を乗じる方法に変更している。これについて、現行の経費設定方法から変更する理由を伺う。また、全比例から一部固定の算定にする理由についても、併せて伺う。 (第2回幹事会)</p> <p>まず、事業全体を対象にした回帰分析結果による現行の経費設定から、業務ごとに件数と単価を設定する方法に変更した理由については、需要をより詳細に把握できる点を踏まえたものであることを承知した。 次に、「個人だけでなく法人等の人口と必ずしも関連しない相手からの収納も生じること、また、一括納付や分割納付等により1人当たりの納付回数は一律にはならず、単純に人口には比例しないこと」という理由が挙げられたが、その理由は「収納（口座振替を除く）」にも当てはまり、現に回帰分析でも同等の結果となっている。そのため、同業務の経費設定についても固定費を設けるべきと考える。 また、「振込組戻」については、「通常発生しない経費」と回答があったとおり、人口に比例する経費ではないと考えられるため、全固定として設定すべきと考える。 (第4回幹事会)</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)</p>	<p>公金取扱手数料の指定金融機関業務経費について、指定金融機関業務に係る手数料が改定されることを踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定での算定とし、標準区経費は各業務の手数料単価に件数実績を乗じて得た額の回帰分析結果を踏まえ設定する。 (第1回幹事会)</p> <p>経費設定方法を変更した理由は、業務ごとに標準区の件数及び単価を設定することで、あるべき需要をより詳細に捕捉できるためである。 また、本事業は測定単位である人口との回帰分析結果により標準区経費を設定している。その上で、固定費を設定した業務は「口座振替収納」及び「振込組戻」であるが、その理由として、前者については、個人だけでなく法人等の人口と必ずしも関連しない相手からの収納も生じること、また、一括納付や分割納付等により1人当たりの納付回数は一律にはならず、単純に人口には比例しないこと等を踏まえたためである。後者については、通常は発生しない経費であり、人口とは関連しない性質であることを踏まえたためである。 (第3回幹事会)</p> <p>都側の意見を踏まえ、収納（口座振替を除く）及び振込組戻について算定方法を変更し、改めて標準区経費を設定した。 (第4回幹事会)</p>	公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	区長及び区議会議員選挙公営費	<p>ポスター掲示場設置経費は、現行算定と同様に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が示す金額を使用して標準区経費を再設定する必要があると考える。 （第2回幹事会）</p> <p>ポスター掲示場設置経費について、ポスター掲示板は区画数によって大きさが異なることにより、立候補者数によって設置経費が異なることから、掲示場1か所当たり設置単価にばらつきがあるため、都としては国基準により設定する手法が合理的かつ妥当な水準であると考えている。なお、令和2年度及び平成26年度財調協議においては、区の実態と乖離していたとしても同手法による見直しで都区合意をしている。 （第4回幹事会）</p>	<p>区長及び区議会議員選挙公営費について、公報・ポスター掲示場数の増加等により、特別区の取組が拡大していることを踏まえ、算定を充実する。 （第1回幹事会）</p> <p>ポスター掲示場設置経費は、令和2年度財調協議と同様に「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」が示す金額を使用して標準区経費を再設定した場合に、区の実態と大幅に乖離することになる。国の基準ではなく、区側の実態に沿って経費を設定すべきであると考えているが都側の意見を伺う。 （第3回幹事会）</p> <p>特別区の実態を踏まえれば、国基準ではなく実態に基づいて算定するべきと考えるが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。
8	指定管理者選定等経費	<p>標準区の指定管理者の設定について、放課後児童クラブが追加されていると思われるが、その点についてどのように整理されているのか区側の見解を伺う。 なお、標準区経費の設定は、標準事業規模に連動するところ、令和7年度財調協議における投資的経費の見直しに加え、現在、協議されている別提案（投資的経費の見直しに伴う経常的経費の反映）の検討結果を反映すべきと考える。 （第2回幹事会）</p> <p>放課後児童クラブについては、区側から回答があったとおり、実態があることに加え、児童福祉費（放課後児童クラブ事業費）の標準区経費においても指定管理委託を設定している点を踏まえ、妥当と考える。 また、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>指定管理者選定等経費について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ算定を改善する。なお、標準区経費は見直し後の標準施設における指定管理者導入施設数及び調査結果から得られた単価に基づき設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>放課後児童クラブについては、区で指定管理者を選定している実態があるため、今回導入施設に含めることとした。また、都側の意見を踏まえ、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」の検討結果を反映し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	指定管理者選定等経費について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	区立施設定期点検調査費	<p>区側提案では、1㎡当たり平均点検単価が現行算定と比較して増加しているが、その理由を伺う。</p> <p>なお、標準区経費の設定は、標準事業規模に連動するところ、令和7年度財調協議における投資的経費の見直しに加え、現在、協議されている別提案（投資的経費の見直しに伴う経常的経費の反映）の検討結果を反映すべきと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>区立施設定期点検調査費について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ、算定を改善する。なお、標準区経費は見直し後の標準事業規模及び特別区の1㎡当たり平均点検単価に基づき設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>建築設備及び昇降機点検調査費について、特に単価が増加している。本経費の新規算定時点と比較して、バリアフリー化の進展により施設当たりのエレベーター設置台数が増加し、小規模施設においてもエレベーター設置が進んだと想定され、結果、単価の大幅な増加につながったと考えられる。また、都側の意見を踏まえ、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」の検討結果を反映し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>区立施設定期点検調査費について、算定を見直す。</p>
10	民生委員・児童委員活動費	<p>本経費は、「民生委員法」に基づく指導訓練に関する費用として、都道府県がこれを負担することと定められており、既に、都負担金が交付されている。区側提案は、都負担金の趣旨と同様のものであり、各区が上乗せで経費の支給を行うことについては、各区がそれぞれの政策判断に基づき、自主的に行っているものとする。</p> <p>（第2回幹事会）</p> <p>各自治体において、それぞれ独自の政策的判断により、国や都の基準を上回る事業を実施すること自体、否定されるものではない。</p> <p>しかし、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。</p> <p>本事業については、「民生委員法」に基づき、指導訓練に関する必要経費を交付している都の水準が「合理的かつ妥当な水準」であるとする。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>民生委員・児童委員活動費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>民生委員・児童委員については、地域の社会福祉の増進及び子どもの安心安全な暮らしにおいて不可欠であり、昨今のなり手不足の課題に加え、委員の活動形態の多様化や相談内容の複雑化による役割の増等を踏まえ、委員の活動支援として、21区で独自に都負担金基準額に上乗せし支給しているところである。こうした実態等を踏まえ、財調においても積極的に算定すべきであるとするが、都側の見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	民生委員・児童委員活動費 (つづき)		特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
11	避難行動要支援者個別計画策定経費	避難行動要支援者個別計画策定に係る経費については、令和3年度再調整において、「地方交付税に準拠したモデルの設定」とし、優先度が高い避難行動要支援者への計画作成を、おおむね5年程度で取り組むこととされていることから、令和3年度から令和7年度までの経費を一括で算定した。 しかし、区側提案は、「個別計画の新規作成分」及び「更新分」の区別を行っておらず、また、経費設定に当たって対象者の範囲が整理されていないため、令和3年度再調整において算定済みの経費と重複が生じており、妥当ではない。 (第2回幹事会)	避難行動要支援者個別計画策定経費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		令和8年度以降の標準区経費の設定に当たっては、区の実態だけでなく、令和3年度再調整において算定済みの経費を踏まえたものとするべきである。 繰り返しになるが、区側提案は、「個別計画の新規作成分」及び「更新分」の区別並びに対象者の範囲について、精査が必要であり、標準区経費として妥当ではない。 (第4回幹事会)	令和3年度再調整において、地方交付税に準拠したモデルにより、経費設定をしていることは認識している。しかし、現時点で令和8年度以降の地方交付税措置の状況が判明していない中、全区で計画策定を実施していることを踏まえると、区側としては、必ずしも地方交付税に準拠した算定にする必要はないと考えている。 そのため、令和8年度以降の事業経費について、特別区の実態を踏まえ、新規作成分や更新分といった区別をせずに、実施区平均により経費設定を行っている区側提案は妥当であると考え。 (第3回幹事会)	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
12	高齢者見守り推進事業費	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。 (第2回幹事会)	高齢者見守り推進事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	高齢者見守り推進事業費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	高齢者見守り推進事業費 (つづき)	区側修正案は、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額をもとに経費設定を行ったものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、次年度以降については、前々年度補助実績に連動して毎年度メンテナンスを行うことが適当であると考えますが、この点について区側の見解を伺う。 (第4回幹事会)	前回の幹事会で都側から、予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けるとの発言があったが、算定に当たっては、事業の性質や背景等を踏まえるべきであり、予算額での算定にも合理性があるという考えに変わりはない。また、予算等の見込みにより、標準区経費を設定し、合理的かつ妥当な算定を行っている事業もある。 しかしながら、提案した内容では、合意することが困難であることから、都側の意見を踏まえ、都補助金の交付決定額に基づいて、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
			次年度以降、補助実績に応じて毎年度メンテナンスを行うことは、適切な方法であり異論はない。 (第4回幹事会)	
13	子供食堂推進事業費	区側提案は、都補助金の実績を踏まえたものであり、概ね妥当と考えるが、経費の設定については精査が必要である。 (第2回幹事会)	子供食堂推進事業費について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と18歳未満人口の規模により設定する。 (第1回幹事会)	子供食堂推進事業費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
14	保育人材確保支援事業費	区側提案は各区の決算額から標準区経費を設定しているが、各区の経費にばらつきがあることから、経費設定方法について精査が必要と考える。 (第2回幹事会)	保育人材確保支援事業費について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		前回の幹事会でも申し上げたとおり、区側提案は、各区の実績にばらつきがあること及び経費の精査が不足していることから、標準区経費として妥当性に欠けると考える。 (第3回幹事会)	本事業における各区の経費や特定財源の充当状況にはばらつきがあり、これらを踏まえ、決算額から標準区経費を設定しているところである。 (第3回幹事会)	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
15	高校生等医療費助成事業費	<p>都は、子育てを支援する福祉施策の充実に向け、区市町村が実施する高校生等への医療費助成事業に対し、所得制限や通院時の一部自己負担等の基準を設けた上で補助することとしており、早期の事業開始を促進するため、令和5年度から3年間は都の負担割合を10分の10としている。</p> <p>こうした中、昨年度実施された高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、令和7年10月から所得制限を撤廃すること、及び、都の実施する高校生等医療費助成について、令和8年度以降は本則を適用し、負担割合は区2分の1、都2分の1とすること、これらを踏まえ、高校生等医療費助成の所得制限の撤廃・本則の適用にあたっては、各区の負担分について、都区財政調整の基準財政需要額として算定していくことを、財調協議の場で議論していくことがまとめられた。</p> <p>これまでの協議における整理を踏まえ、都側の考えを申し上げる。</p> <p>まず、都事業において、令和8年度から本則が適用されることによる、区負担分2分の1については、基準財政需要額として算定することで合意をしたいと考えている。</p> <p>一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分については、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると見解を示してきたところである。</p> <p>したがって、都側としては、都事業の基準に基づき、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべきと考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>本事業の財源について、都区で協議した結果、所得制限・自己負担金の設定を前提に、令和5年度から3年間は、都が全額負担することとなっている。その後、昨年度の高中生等医療費助成に関する都区の「協議の場」では、令和7年10月からの所得制限撤廃について合意する一方で、令和8年度以降の財源について、区の負担割合を2分の1とする都側の提案に対し、事業の提案者である都側が10分の10負担すべきという区側の考えに変わりはないものの、財調協議の場で議論することを前提とし、合意するとされた。一方、自己負担金については、引き続きの課題とされたところである。</p> <p>また、令和7年度まで特別区では、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と均衡を図るため、区の負担で都補助の対象外となっている所得制限・自己負担金を設定せずに事業実施してきた。</p> <p>その実態を財調に反映させるよう、区側から提案し、これまでも都区で協議を重ねてきたが、都側から、都補助の基準が合理的かつ妥当な水準であるといった見解が示され、協議不調となっている。</p> <p>国が6月に公表した、「人口動態統計」によると、令和6年の「合計特殊出生率」は、都道府県別では東京都だけが1.00を切り、0.96となり、昨年につき過去最低を更新している。こうした状況の中、都においては、望む人が安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向けて、0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援等に取り組んでいる。その他、国においても児童手当の対象を高校生まで拡大する等している。このように、今後、少子化対策に向けた取組は、国、地方問わずより一層拡充されていくものと考えられる。</p> <p>（つづきあり）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>高校生等医療費助成事業費 (つづき)</p>	<p>前回の幹事会でも申し上げたが、本事業については、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 (第2回幹事会)</p>	<p>こうした取り巻く状況の変化や、これまでの都区の協議経過を踏まえ、都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分及び一部自己負担金の区負担分について、基準財政需要額に算定することを提案する。なお、一部自己負担金については、取扱いが都と区で整理されるまでの時限算定とする。 これからの東京の未来を担っていく子どもたちの健やかな成長に大きく寄与する本事業について、都区の連携・協力を一層進めていくためにも、是非前向きな検討をお願いする。 (第1回幹事会)</p> <p>第1回幹事会において、都側から、「都事業において、令和8年度から本則が適用されることによる、区負担分2分の1については、基準財政需要額として算定することで合意」、「都事業の基準に基づき、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべき」といった発言があった。 区負担分2分の1について、基準財政需要額として算定し、合意することに異論はない。しかし、本事業は都が一方向的に発表し、補助基準について、都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されないまま、開始されたものである。本年10月より所得制限が撤廃されたものの、一部自己負担金の設定は残ったままとなっており、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の医療費助成制度を踏まえたものになっていない。 このような経緯から、一部自己負担金の区負担分について、都の補助基準が財調の合理的かつ妥当な水準であると主張し、標準的な需要ではないとすることは、到底容認できない。 一部自己負担金については、必要とする区民が躊躇せず、安心して医療サービスを受けられるよう、特別区が足並みを揃え、全区で、区の負担とし、事業を実施しているものである。また、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえると、特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であり、財調上算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 (第2回幹事会)</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>高校生等医療費助成事業費 (つづき)</p>	<p>特別区の実態として、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区が存在しないことについては、都としても把握している。 繰り返しになるが、都側としては、これまでの協議でお示ししているとおり、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。 なお、一部自己負担金相当額の設定について、都区で見解の相違があることは承知しているが、一方で、都の補助基準の範囲内の区負担分2分の1を基準財政需要額として算定することについては、前回の幹事会において、区側からも合意することに異論はない、との見解が示されたところである。 この点について、区側として、今回の財調協議で合意する意向をお持ちであれば、次回、修正案をご提示いただくようお願いする。 (第3回幹事会)</p>	<p>第2回幹事会において、特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であり、一部自己負担金について、財調上算定すべきことを求めた。 これに対して、都側から、「都の補助基準が都全域における『合理的かつ妥当な水準』である」との発言が繰り返された。 これまで述べたとおり、本事業における医療費助成は、従来から全区で自己負担金を設けずに行っており、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区は存在しない。それにもかかわらず、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとするのは、特別区の実態をないがしろにしている。 繰り返しになるが、都の補助基準は特別区の意見が反映されないまま開始されたものであり、一方的に押し付けられた基準であると考えざるを得ない。 区としては、都補助の補助率が2分の1となり、新たに発生する区負担分はもとより、一部自己負担金の区負担分についても、都補助の水準をもって算定するのではなく、特別区の事業実態や特別区が作り上げたサービス水準から、基準財政需要額に算定すべきと考える。 また、これまでの高校生等医療費助成に関する都区の「協議の場」において、自己負担については、見解が一致せず、引き続きの課題とされているものの、区側は、都補助に自己負担は設けるべきではないことを主張している。そういったこれまでの協議の経過等も踏まえ、少なくとも、都区の間で自己負担分の整理がされるまでの間は、一部自己負担金の区負担分について、財調上算定されるべきものとするが、改めて都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)</p>	
16	<p>共同生活援助等事業費</p>	<p>区側提案には、国庫負担事業及び運営費加算に係る経費以外に各区で加算を行っている経費が含まれており、標準区経費として設定することは妥当でないと考える。また、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 (第2回幹事会)</p>	<p>共同生活援助等事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)</p>	<p>共同生活援助等事業費について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	共同生活援助等事業費 (つづき)	国庫負担事業及び運営費加算に係る区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する (第4回幹事会)	今回の算定に含めた各区が加算している経費は、個々の事情により都外グループホームを利用する者に対する経費など、多数の区が実施している事業のものであるため、標準区経費として設定することは妥当であると考えている。また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって積算を行うべきと考える。しかしながら今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であるため、本事業の算定を見直すに当たっては、都側の意見を踏まえ、各区による加算部分の除外及び経費突出区の数値を精査した上で、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
17	子ども医療費助成事業費	まず最初に、今回の協議内容について確認したい。 区側提案は、令和7年度算定との比較による提案となっており、この中には、令和7年10月以降の所得制限撤廃が含まれている。 一方、所得制限撤廃については、昨年度の財調協議において、令和8年度財調では所得制限撤廃の通年化を反映することで、都区で合意している。 したがって、今回の区側提案のうち、所得制限撤廃部分についてはすでに合意しているものとして、残りの部分について協議するものと考えているが、区側の見解を伺う。 (第1回幹事会)	乳幼児医療費助成及び義務教育就学児医療費助成に係る扶助費等について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 (第1回幹事会)	子ども医療費助成事業費について、算定を見直す。
		本事業については、都はこれまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準である」との見解を示している。 今回の区側提案に対する都側の見解であるが、まず、市町村部における都の補助基準の範囲内に係る算定の充実については、標準的な需要として妥当なものと考えているが、経費の精査は必要であると考えている。 一方、各区において実施している一部自己負担金の区負担分に係る提案については、都の補助基準に含まれないものであり、この部分の算定は妥当ではないと考える。 (第2回幹事会)	今回の協議内容については、都側の認識と相違ない。 (第1回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	子ども医療費助成事業費（つづき）	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、特別区域におけるサービス水準により算定すべき事業であるとの考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。 このため、本事業の算定を見直すに当たっては、都側の意見を踏まえ、一部自己負担に係る部分を除外し、経費の精査を行った上で、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
18	第一子無償化への対応	区側提案のうち、私立保育所及び私立認定こども園の見直し案については、現在算定されている利用者負担額（国基準）に対して都補助事業が反映されていることから、妥当であると考え。 一方、区立保育所及び区立認定こども園の見直し案では利用者負担額（国基準）の算定が廃止されているが、都補助事業は、区立保育所等も、私立保育所等と同様に利用者負担額（国基準）を前提とするものであることから、廃止は妥当ではない。 （第2回幹事会）	都が令和7年9月から開始した第一子無償化に伴い、区立保育所、区立認定こども園、私立保育所及び私立認定こども園における利用者負担額の廃止及び都支出金の増等について、算定を見直す。なお、全比例での算定とし、標準区経費は都の「保育所等利用世帯負担軽減事業」における補助対象者数等をもとに設定する。 （第1回幹事会）	区立保育所管理運営費、私立保育所施設型給付費等、区立認定こども園管理運営費及び私立認定こども園施設型給付費等について、保育所等利用世帯負担軽減分に係る算定内容を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、区側としては、区立保育所等の利用者負担額の算定を廃止すべきとの考えは変わらない。 しかしながら、都側の指摘については、区立保育所等と私立保育所等の算定の整合を図るという点では一定程度理解できることから、今回は、都側の意見を踏まえ、利用者負担に係る部分を前提に整理し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
19	私立保育所施設型給付費等（処遇改善）	区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	私立保育所施設型給付費等について、公定価格の見直しによる処遇改善等加算の一本化を踏まえ、算定を改善する。 （第1回幹事会）	私立保育所施設型給付費等（処遇改善）について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	予防接種費（带状疱疹）	<p>財調上、予防接種費の算定については、国が「予防接種法」上の定期接種に位置付けたものを標準算定している。一方、任意接種に係る経費については、「国において定期接種化が検討されており、ワクチンによる疾病負荷が一定程度明らかとなっている点、定期接種化までの措置として都が補助事業を実施している点」等を踏まえ、予防接種助成事業費として例外的に算定しており、带状疱疹ワクチンについても、令和6年度財調協議において、同様に整理したものである。また、その際、「定期接種化された際には経費全体の見直しを行う」ことと整理している。</p> <p>都としては、带状疱疹ワクチンが定期接種化されたことを踏まえ、財調上の整理としては、現在算定されている予防接種助成事業費の算定を廃止し、定期接種に係る経費のみを算定すべきと考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>予防接種費（带状疱疹）について、令和7年4月から定期接種化されたことを踏まえ、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は接種率を令和8年度予算見込の想定接種率により、単価を三者協単価により、それぞれ設定する。</p> <p>また、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は接種率を令和8年度予算見込の想定接種率により、単価を三者協単価により、それぞれ設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>予防接種費（带状疱疹）について、新規に算定する。</p> <p>なお、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、算定を廃止する。</p>
		<p>繰り返しになるが、都としては、带状疱疹ワクチンが定期接種化されたことを踏まえ、財調上の整理としては、現在算定されている予防接種助成事業費の算定を廃止し、定期接種に係る経費のみを算定すべきと考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>区としては、令和6年度財調協議において「定期接種化された際には経費全体の見直しを行う」ことと整理されたことを踏まえ、予防接種費（带状疱疹）及び予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）の2つの提案により、一体的な見直しを提案しているものである。</p> <p>なお、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）は、都補助が令和7年度限りで廃止予定であるところ、令和8年度以降も、過半数の区で事業を継続予定であること、接種対象者について、定期接種との重複は発生していないことから、引き続き算定されるべき事業であると考え。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>予防接種費（带状疱疹） （つづき）</p>	<p>予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、区側修正案は、都側の意見を踏まえ廃止するものであり、妥当であることから区側修正案に沿って整理する。 また、予防接種費（带状疱疹）について、区側提案は合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 なお、带状疱疹ワクチンの接種対象については、令和7年度から5年間の経過措置期間が設けられている。 経過措置期間中の対応としては、平成30年度財調協議で都区合意した内容に沿って、1か年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直す。 経過措置期間終了後の対応としては、接種率は、経過措置期間が終了した翌年度に実施する財調協議において、想定接種率で設定し、1か年度の実績が判明した段階で見直し、3か年度の実績が判明した段階でさらに見直す。事務費は、想定接種率で見直した段階及び3か年度の実績が判明した段階で、接種率に合わせて事務費についても適切に見直すべきと考えるが区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）</p>	<p>繰り返しになるが、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）は、都補助が令和7年度限りで廃止予定であるところ、令和8年度以降も、過半数の区で事業を継続予定であること、接種対象者について、定期接種との重複は発生していないことから、引き続き算定されるべき事業であるという考えに変わりはない。 しかし、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることが困難であることから、都側の意見を踏まえ、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、算定を廃止する。 （第3回幹事会）</p>	
			<p>経過措置期間中及び経過措置期間終了後の対応について、平成30年度財調協議における接種率に係る協議及び、令和3年度財調協議における事務費の見直しに係る協議を準用したものであり、継続的に見直していくことに異論はない。 （第4回幹事会）</p>	
21	<p>母子保健指導費 （両親学級）</p>	<p>区側提案は、標準区経費の設定に当たっては、区の実績をもとにしたものであり、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第2回幹事会）</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）</p>	<p>母子保健指導費（両親学級）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>本事業に係る合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、当初提案のとおり回帰分析により設定するべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、1人当たり経費と人口規模により改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）</p>	<p>母子保健指導費（両親学級）について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
22	衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））	<p>各費目で維持管理経費を算定している施設のAED経費について、各種運動施設は、平成29年度財調協議において、標準区規模が施設数から面数に変更しているが、今回の見直しにおいてどのように算定しているのか伺う。</p> <p>また、民間施設分について、各区の実施状況にばらつきが見られることや、普遍性がないものが含まれているなど、精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。</p> <p>（第2回幹事会）</p> <p>各種運動施設における台数の設定方法については理解した。</p> <p>しかしながら、区側提案では各区及び各施設の設置状況を踏まえた提案となっておらず、標準区における設置台数について精査が必要と考える。</p> <p>また、民間施設分について、繰り返しになるが、各区の実施状況にばらつきが見られることや、普遍性がないものが含まれているなど、精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。</p> <p>（第3回幹事会）</p> <p>各費目で維持管理経費を算定している施設のAED経費について、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））について、令和7年度財調協議で行った投資的経費に係る標準施設の見直しを踏まえ、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は設置台数を見直し後の標準事業規模及び調査結果から得られた1施設当たりの設置台数に基づき設定する。</p> <p>また、民間施設に設置しているAEDについて、特別区の実態を踏まえ、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は設置台数を設置区平均により、単価を現行算定の区立施設分の単価を横引き設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>各種運動施設は、平成29年度財調協議において、標準区規模を施設数から面数に見直したことを踏まえ、面積に基づき設置台数を設定している。</p> <p>具体的には、各種運動施設以外と同様に、1面当たりの台数を算出し、それを標準事業規模の面数に乗じることで標準区設置台数を設定している。</p> <p>また、民間施設分について、特別区では、過半数の区において平時の安全確保及び災害時の対応力強化を目的とし、民間企業との協定等により24時間営業店舗等へAEDを設置している。このような特別区の実態を踏まえ、標準区経費については、実施規模の小さい区を含めた実施区の数値に基づき設定しているところである。</p> <p>（第3回幹事会）</p> <p>各費目で維持管理経費を算定している施設のAED経費について、都側の意見を踏まえ、各種運動施設についても、各区及び各施設の設置状況から、改めて標準区における設置台数を設定した。</p> <p>また、民間施設分については、特別区の実態や事業内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>衛生総務費（自動体外式除細動器（AED））について、算定を見直す。</p> <p>なお、民間施設分については、協議が整わなかった項目として整理する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	予防接種費（高齢者肺炎球菌）	<p>区側提案は、本ワクチンに係る予防接種委託料の規模設定について、経過措置終了後1か年度の実績を踏まえて見直しを行っており、妥当であると考えます。</p> <p>ただし、区側提案については、予防接種委託料のみを見直す内容となっており、当接種に関連する事務経費の見直しは行われていない。現在「予防接種費」で算定されている関連事務費についても、経過措置終了後1か年度の実績を踏まえた見直しを行うべきと考えます。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>予防接種費（高齢者肺炎球菌）について、令和5年度末で経過措置期間が終了したことを踏まえ、算定を改善する。なお、接種率等は、令和6年度実績をもとに設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>予防接種費（高齢者肺炎球菌）について、算定を見直す。</p>
		<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>都側の意見を踏まえ、事務経費についても経過措置終了後1か年度の実績に基づき、改めて標準区経費を設定した。具体的には、令和3年度財調協議における事務費の見直しに係る協議を踏まえ、接種対象者数の減少割合に応じて事務経費を算出した。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
24	予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）	<p>【区側提案事項】1特別区相互間の財政調整に関する事項のNo.20「予防接種費（带状疱疹）」に記載のとおり。</p>	<p>【区側提案事項】1特別区相互間の財政調整に関する事項のNo.20「予防接種費（带状疱疹）」に記載のとおり。</p>	<p>予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）について、算定を廃止する。</p>
25	作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）	<p>区側提案は、粗大ごみ収集運搬委託について、決算額をもとに標準区経費を設定しているが、既に算定している経費と重複する経費や普遍性がない経費が含まれており、精査が必要と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>作業運営費について、令和5年10月の粗大ごみ処理手数料の改定を踏まえ、事業費（粗大ごみ収集運搬委託）及び特定財源（粗大ごみ処理手数料）を見直し、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料について、算定内容（委託料、特定財源）を見直す。</p>
		<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
26	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））	<p>モデルの設定に当たっては、実績が突出している区が含まれているなど、経費を精査する必要があると考えます。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は標準的なモデルにより設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））について、新規に算定する。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連）） （つづき）	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって積算を行うべきと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、実績突出区の実績を精査した上で、標準的なモデル設定を行い、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
27	公衆浴場助成事業費	本事業については、令和6年度財調協議において、区側より「燃料費の支援を拡大しているのは今年度からであるため、都案ではその動きを捉えておらず、各区の実態を捉えた経費設定ではない可能性がある」、「支援が平年的なものも含めて、見直しの時期を改めるべき」との発言があり協議が整わなかったものである。この点について、実際に支援の拡大が確認できたのか、また、その拡大した支援が同水準で推移しているのかを伺う。 また、燃料費支援については、国の地方創生臨時交付金等を活用した臨時的な経費が存在すると認識しているが、標準区経費の設定に当たって、臨時的な経費をどのように整理したか伺う。 （第2回幹事会）	公衆浴場助成事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を改善する。なお、一部固定による算定とし、箇所数は回帰分析により、1箇所当たり経費は実施区平均によりそれぞれ設定する。 （第1回幹事会）	公衆浴場助成事業費について、算定を見直す。
		各区における助成の状況や臨時的経費の整理について理解した。 標準区経費の設定方法については、現行算定と同様、浴場数と1箇所当たりの助成額を考慮したものとなり、妥当と考える。ただし、1箇所当たりの助成額の設定に当たっては、経費が突出している区を除外する必要があると考える。 （第3回幹事会）	公衆浴場1箇所当たりの補助単価について、区側調査の結果、令和5年度以降ほぼすべての区で増額し、その後も同程度で推移していることを確認している。 また、燃料費支援については、主に事業終期を定めて実施しているものを臨時的経費として除外し、標準区経費を設定している。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、経費が突出している区があるとは認識していないことから、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、経費突出区を除外し、改めて標準区経費を設定した。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	【態容補正】農漁業振興経費	<p>農漁業振興経費については、平成21年度財調協議で算定を充実して以来、見直しを行っていない。令和4年度財調協議において、算定方法改善のため農業委員会を設置している区に対し、該当世帯数に応じて加算する算定方法に見直す都側提案を行ったが、区側より事業を実施しているにもかかわらず、算定されない区が生じることとなることから、都案は妥当ではないとし、不調となっている。</p> <p>一方で、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれているといった現行算定の問題点を共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて、都区で検討していくことを確認している。</p> <p>今回の区側提案については、こうした点を踏まえた上で、内容を精査させていただき、次回以降、都側の見解を示したいと考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>現行、農漁業振興経費については、農漁業世帯数に応じて加算するものとなっている。また、過去の協議においては、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれている等の課題を都区で共有し、算定に当たっての条件設定や指標などについて都区で検討していくことを確認した。</p> <p>以上の過去の協議及び特別区の実態等を踏まえ、今年度の区側提案は、より実態に即した算定となるよう、算定方法及び1世帯当たり経費等を取りまとめたものである。</p> <p>具体的な提案内容は、以下の4点である。</p> <p>1点目が、漁業振興経費について、事業実施区が1区に留まっている実態を踏まえた、算定の廃止である。「水産基本法」において、地方公共団体は、自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定及び実施する責務を有することから、引き続き財調上で算定されるべきと考えている。しかしながら、漁業振興経費の算定を継続する場合、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、廃止を提案するものである。</p> <p>2点目が、算定方法について、特別区の実態と農林業センサスとの関連性を踏まえ、経営耕地のある農業世帯数に応じて加算するものへの見直しである。1点目により、漁業世帯を測定単位から除いた場合でも、事業実施区と算定対象区との乖離が生じ続けるため、見直しを提案するものである。</p> <p>3点目が、標準区数値について、これまで申し上げた2点を踏まえ、事業実施区の経営耕地のある農業世帯数の平均値である123世帯への見直しを提案するものである。</p> <p>（つづきあり）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>【態容補正】農漁業振興経費（つづき）</p>	<p>前回の幹事会において申し上げたとおり、区側提案について、都の見解を申し上げる。 まず、漁業振興経費を廃止する点については、区の実態を踏まえ、妥当であると考えます。 また、算定に用いる指標を農漁業世帯数から経営耕地のある農業世帯数に変更することで、現行算定の問題点として共有していた、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれていることにより、補正が適切に機能していない点について、解消していることを確認できたため、都としても妥当であると考えます。加えて、標準区における世帯数の変更についても異論はない。 しかし、1世帯当たり経費設定に含めている「算定される事業」について、事業名だけでは、どのような事業が該当するのか明確ではない部分がある。そこで、都区の認識を一致させるため、各事業の内容を一定程度明確にして整理する必要があると考えますが、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）</p> <p>各事業の内容については、一定程度明確になっており、都側としても異論はないので、区側の論点メモのとおり整理したいと考えます。 なお、1世帯当たり経費の積算に当たっては、標準的な需要として妥当とは言えない経費が含まれているため、当該経費を除外する必要があると考えている。 （第3回幹事会）</p>	<p>4点目が、1世帯当たり経費について、事業実施区での普遍性が認められる事業による設定とするため、算定される事業の見直しを提案するものである。なお、区民農園については、その目的が、農業の振興よりも、区民の余暇活動の充実に資する性格が強いこと、また、農業まつりや農福連携事業、産学公連携事業等については、実施区が一部に限られていることから、それぞれ1世帯当たり経費の積算対象外と整理している。 最後に、東京都においても、平成29年5月の「東京農業振興プラン」に加え、令和5年3月には新たなプランを公表するなど、農業振興の推進に努めているものと認識している。本経費の適切な算定は重要であると考え、是非、前向きな検討をお願いしたい。 （第1回幹事会）</p> <p>都側から「算定される事業」について、「都区の認識を一致させるため、各事業の内容を一定程度明確にして整理する必要があると考えますが、区側の見解を伺う。」との発言があった。 区としても、各事業の内容を一定程度明確にし、都区の認識を一致させることに異論はない。 については、次回、1世帯当たり経費の積算対象及び対象外として整理した事業に係る事業区分別の主な事業について、区側の認識をお示しする。 （第2回幹事会）</p> <p>前回の幹事会において述べたとおり、「算定される事業」について、各事業の内容を一定程度明確にし、都区の認識を一致させることに異論はない。については、1世帯当たり経費の積算対象及び対象外として整理した事業に係る事業区分別の主な事業について、区側の認識を論点メモとして取りまとめた。内容を確認の上、都側の見解をお示しいただきたい。 （第3回幹事会）</p>	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
29	住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）	<p>土木費では、都市整備費の態容補正において、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業を算定しているところであるが、この事業については、現在、住宅セーフティネット事業へ移行している状況があると承知をしている。そのような状況を踏まえると、両事業を合わせた経費設定を検討すべきものとする。</p> <p>（第2回幹事会）</p> <p>本事業の令和6年度時点までの各区における支出実績は9区となっており、現状では普遍的な需要があるとは言い難いと考えている。本事業に係る需要については、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業からの更なる移行など、将来的に増加する可能性があること自体は否定しないものの、そうであればこそ両事業を合わせた検討を行うべきと考えている。この点が十分に検討されていない区側提案については、妥当性の判断ができない。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）について、新規に算定する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>高齢者向け優良賃貸住宅供給事業から住宅セーフティネット事業に移行している状況を踏まえると、都側の意見について、一定の理解をるところである。しかしながら、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業は態容補正において10区が算定されていることを踏まえると、現時点で合わせて検討することは適当でないと考えている。住宅セーフティネット事業の需要が特別区の実態として現に発生している以上、単独での算定は可能である。</p> <p>（第3回幹事会）</p> <p>特別区の実態を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議で合意に至ることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。次年度以降、本事業の状況の精査等、引き続き検証を行っていく。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。
30	【小・中学校費】 学校職員費（校内別室指導支援員）	<p>学校職員費（校内別室指導支援員）は不登校対策の一環であるが、教育費では同じく不登校対策として教育相談事業費（適応指導教室指導員）を算定しており、両事業は、その性質上密接に関連している。</p> <p>そのため、区の実態として校内別室の設置により、適応指導教室の需要が代替される可能性も考えられるが、区の状態を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>学校職員費（校内別室指導支援員）について、新規に算定する。なお、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	学校職員費（校内別室指導支援員）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校職員費（校内別室指導支援員） （つづき）	<p>本事業と適応指導教室指導員に関する区の実態について承知した。</p> <p>しかし、標準区経費の設定方法については、決算額の実施区平均から標準区経費を設定しているが、国の補助制度に基づく単価等を考慮し、標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、都内における教育支援センター（適応指導教室）で相談・指導を受けた人数は、令和4年度から令和6年度にかけて増加傾向にある。このことから、校内別室の設置により、現時点では適応指導教室の需要が代替されているとは言えないと考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
		<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。なお、本事業の性質を加味すると、将来的に本事業または適応指導教室を見直す場合には、両者を一体的に検討すべきと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルを設定する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	
			<p>一体的に検討を行うことに異論はない。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	
31	【小・中学校費】 学校運営費（電気料・ガス料・水道料）	<p>学校運営費については、既に廃止された「学校運営費標準」を参考に経費設定がされているが、廃止以降も見直しがなされておらず、見直しを行う必要性については都側も認識をしている。</p> <p>今回の区側提案については、特別区の実態を踏まえた提案となっており、現行の経費設定方法から大きく変更するものとなっているが、現在、協議されている別提案（投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映）と同様に、投資的経費で設定している財調上の標準事業規模に連動した経費設定を行うことが妥当と考える。なお、その際、測定単位については、投資的経費の測定単位を踏まえ、児童数・生徒数ではなく学校数で変更することも検討すべきと考える。</p> <p>また、経費設定に当たっては、学校に併設されている施設に係る光熱水費等について、精査を行う必要がある。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>学校運営費（電気料・ガス料・水道料）について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全比例による算定とし、標準区経費は小学校費を児童数1人当たり経費と児童数の規模により設定し、中学校費を生徒数1人当たり経費と生徒数の規模により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>学校運営費（電気料・ガス料・水道料）について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>【小・中学校費】 学校運営費（電気料・ガス料・水道料） （つづき）</p>	<p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。また、今後の見直しについて、現時点で全ての経費を今回と同様の手法で設定することを求めているものではなく、提案があった経費の性質等に応じて適切に検討を行うべきものと考えている。</p> <p>なお、今回の協議によって、学校運営費標準が廃止されて以降、関連する経費が初めて見直された。その他の経費についても早急な見直しが必要であると考え。</p> <p>（第4回幹事会）</p>	<p>まず、経費設定方法について、区側提案は特別区の実態を適切に反映させており、「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」における経費設定方法と異なることに問題があるとは考えていないが、都側の主張にも一定程度の合理性があると考えため、修正する。</p> <p>次に、測定単位について、現行算定は「学校運営費標準」に基づき算定されているが、「学校運営費標準」自体が既に廃止されているところである。また、光熱水費については、いずれの測定単位とも関連があり、複数の測定単位に分けて算定することに合理的な理由が見当たらない。地方交付税において、光熱水費は児童・生徒数で算定されていることから、区側提案でも同様に、児童・生徒数に算定を集約して提案をしているところであるが、経費設定方法の修正に合わせて学校数に変更する。</p> <p>なお、今後、学校運営費の別の経費を見直す際には、経費の性質を鑑み、測定単位の集約や「投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映」における経費設定方法を採用しないことが妥当となることも想定されるが、都側の見解を伺う。</p> <p>また、学校に併設されている施設に係る光熱水費等について、経費精査を行った。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	
32	<p>【小・中学校費】 学校法律相談事業費</p>	<p>現行算定は、モデルによる経費設定としているが、変更した理由を伺う。</p> <p>また、区側提案は、学校法律相談に加えて研修に要する経費を含んでいるが、研修の対象者と研修を含む理由を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p> <p>標準区経費の設定方法について、区側は特別区の実態を適切に反映させているとしているが、本経費は区間で実施回数や単価にばらつきがあることを考慮し、現行算定同様に標準的なモデルを設定の上、標準区経費を設定すべきと考える。</p> <p>また、教職員が対象の研修については、同じく教育費で算定している教職員研修費で算定すべき経費であり、現行算定と一体的に見直しを図るべきと考える。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>学校法律相談事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>経費設定方法について、区側提案は特別区の実態を適切に反映させており、現行算定における経費設定方法と異なることに問題があるとは考えていない。</p> <p>研修については、教職員を対象に法的知識の取得や対応能力向上等を目的として実施しており、本事業と密接に関連していることから、あわせて提案しているところである。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>学校法律相談事業費について、算定を見直す。</p>

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校法律相談事業費 (つづき)	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	各区の実態を踏まえれば、研修に要する経費についても、本事業で算定すべきであり、また、合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、現行算定における経費設定方法と異なることに問題がないとの考えに変わりはないものの、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業の算定を見直すに当たっては都側の意見を踏まえ、標準的な事業モデルを設定する等、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第4回幹事会)	
33	日本語適応指導事業費	<p>本事業については、令和3年度財調協議において都側から「現行算定においても、新規算定時の充足率と同程度であり、当事業を取り巻く環境に特別な変化はないことから、見直す必要はない」と指摘したところである。区側提案を確認すると、充足率が低下しているが、その要因を伺う。また、本事業において対象としている事業を伺う。 (第2回幹事会)</p> <p>経費増加の要因及び対象事業について、承知した。しかし、決算を踏まえた標準区経費の設定に当たっては、特別区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 (第3回幹事会)</p> <p>区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)</p>	<p>日本語適応指導事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全固定による算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)</p> <p>本事業は、区立小・中学校に在籍する外国人児童・生徒に対して、学校生活で支障が生じないように教育環境の整備を図る経費を対象としている。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、新規算定された平成28年時点の日本語指導を必要とする児童生徒数が43,947人だったのに対し、令和5年には69,123人と大幅に増加している状況にあり、本事業の経費増加要因になっているものと認識している。 また、新規算定時からの状況の変化として、本事業を対象とした都補助金が創設・活用されている状況にある。これらの本事業を取り巻く状況の変化を踏まえて、算定を見直す必要があると考える。 (第3回幹事会)</p> <p>合理的かつ妥当な水準を設定するに当たっては、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するに当たっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めた平均により、改めて標準区経費を設定した。 (第4回幹事会)</p>	日本語適応指導事業費について、算定を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
34	いじめ問題対策委員会等経費	<p>本経費については、法律上複数の委員会等が存在するが、区側提案に含まれている委員会等を伺う。 （第2回幹事会）</p> <p>区側から「区の実態が確認できたもの」と回答があったが、特別区の実態を踏まえたという提案である以上、それは当然承知している。都側が確認したのは、同法律における複数の委員会のうち、提案に含まれている委員会等の内容である。しかし、理由は分からないが、提案内容に関する点にも関わらず、明確にご回答をいただけなかったため、都側で改めて資料を確認した。その結果、「いじめ防止対策推進法」に基づいた委員会等として、法第14条第1項・第14条第3項・第28条第1項・第30条第2項に関する経費が含まれていることを確認した。</p> <p>これらのうち、法第28条第1項・第30条第2項の事業については重大事態への対処に要する臨時的な経費であり、毎年発生する経費なのか、過去3年間の実績だけでは確認できない。</p> <p>これらの経費については、より長期間の実績を確認の上、標準的な需要といえるか、分析を行う必要があると考える。 （第3回幹事会）</p>	<p>いじめ問題対策委員会等経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、全固定による算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）</p> <p>「いじめ防止対策推進法」に基づいた委員会等として、区の実態が確認できたものについて提案している。 （第3回幹事会）</p> <p>特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定を充実すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。
35	文化財保護普及事業費	<p>本事業については、平成29年度財調協議において都側から「本事業については、文化財の多寡等の影響により区間の事業量の偏在等も大きい状況となっている。」と指摘したところである。</p> <p>今回の区側提案においても、区によって経費のばらつきが大きく、精査が不足しているため、標準区経費としての妥当性が判断できない。</p> <p>また、今回、出土埋蔵文化財保管に係る経費が含まれているが、当該経費が発生していない区については、郷土資料館で保管しているためという理解でよいか伺う。 （第2回幹事会）</p>	<p>文化財保護普及事業費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、一部固定による算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）</p>	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	文化財保護普及事業費（つづき）	文化財の多寡や所要経費にばらつきが生じることは都側としても承知をしている。都側が述べているのは、標準区経費は合理的かつ妥当な水準で設定する必要があることから、ばらつきの具体的な原因分析やそれに応じた精査などを行うべきということである。区側提案はこのような精査が不足しており、標準区経費としての妥当性が判断できない。 なお、区側提案のうち出土埋蔵文化財保管に係る経費については、経費の性質上、郷土資料館管理運営費で算定することを含めてさらなる検討が必要と考える。 （第3回幹事会）	各区が実施する文化財保護普及事業は、文化財保護法に地方自治体の責務として明確に位置付けられている事業であるが、地域の歴史と密接に関連があること等から、文化財の多寡や各区の事業量、経費にばらつきが生じることは当然である。 また、出土埋蔵文化財については、郷土資料館等に展示・保管されているものと認識している。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定を充実すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
36	私立幼稚園施設型給付費（処遇改善）	区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側提案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	私立幼稚園施設型給付費について、公定価格の見直しによる処遇改善等加算の一本化を踏まえ、算定を改善する。 （第1回幹事会）	私立幼稚園施設型給付費（処遇改善）について、算定を改善する。

## 2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	都区連携経費	現在の東京には、少子高齢化や国際競争力の強化など、我が国が先送りしてきた課題が社会の至るところで先鋭化しており、都としても、課題解決のためには、都区の緊密な協働と連携が不可欠であると認識している。 一方、区側提案については、既存算定との重複等の懸念があることから、次年度以降、改めて経費を精査の上、議論すべきものとする。 (第4回幹事会)	都区連携経費について、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要として、新規に算定する。 具体的には、災害対応等経費として「TOKYO強靱化プロジェクト」などを踏まえた水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた需要、少子化対策経費として「少子化対策の推進に向けた論点整理 2025」などを踏まえた地域の実情に応じたこども・子育て政策に係る需要、脱炭素関係経費として「ゼロエミッション東京戦略」などを踏まえたゼロカーボンシティの実現に向けた需要である。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
			区側としては、既存算定との重複等の懸念はないと考えているが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 なお、各需要については、都区が直面している喫緊の課題であり、都区で連携して取り組む必要があることから、算定すべきと考える。今年度は協議が整わなかったが、本事業の趣旨に鑑み、次年度以降も議論していきたい。 (第4回幹事会)	
2	学校等情報配信システム関連経費 【議会総務費】 【民生費】 【教育費】	区側提案は、特別区の実態を踏まえ、算定を充実することであるが、具体的にどのような状況の変化があったのかを伺う。 (第2回幹事会)	学校等情報配信システム関連経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、民生費分・教育費分ともに、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。また、安全安心メールシステム保守費用について、特別区の実態を踏まえ算定を縮減する。なお、全比例での算定とし、標準区経費は1人当たり経費と人口規模により設定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		具体的な状況の変化は承知した。 しかし、機能の拡充について、例えば幼児の指導記録等の幅広い保育業務に係る機能が含まれていることを都で確認しており、現行算定の情報配信に係る経費とは異なる経費が多く含まれている。この点について、既存事業との関係性の確認などの検証が行われておらず、標準区経費としての妥当性を判断できない。 (第3回幹事会)	本事業を取り巻く状況の変化としては、システム導入区数の増加に加えて、新システムへの移行があった。新システムへの移行とあわせて、機能の拡充を行っており、これに伴い経費が増加しているものと認識している。 (第3回幹事会)	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	学校等情報配信システム関連経費 【議会総務費】 【民生費】 【教育費】 (つづき)		特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定を充実すべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	
3	副食費の無償化(保育所等)	<p>区側からの発言のとおり、令和元年10月から、国の制度において、幼児教育・保育の無償化が実施され、それに合わせて、副食費について施設による徴収を基本とすることとされた。</p> <p>都区財政調整においても、3歳から5歳までの児童に係る副食費の徴収及び免除について、国制度を反映している。</p> <p>現時点で、国制度において副食費は実費徴収とされていることから、都側としては、副食費の無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。                      (第1回幹事会)</p> <p>主食費に係る経費については、過去の財調協議において整理された上で算定されているものと考えている。</p> <p>一方、副食費については、前回の幹事会でも申し上げたが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う国制度の変更を反映しているものであり、無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。                      (第2回幹事会)</p>	<p>本事業は、幼児教育・保育の無償化後も保護者負担が残ることから、その負担を軽減するために行っているものであり、特別区の実施状況を踏まえ、新規算定を提案する。</p> <p>国の方針では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に向けて、3歳から5歳までの子どもたちの食材料費については、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされた。ただし、2号認定の副食費は、保育料に含まれていた経緯もあり、保護者負担の軽減の観点から、認可保育所及び認定こども園について、全区で無償化を実施している。</p> <p>都は、「少子化対策は一刻の猶予もない」として、学校給食費の負担軽減事業や保育料の第一子無償化等の子育て費用支援を実施しており、これは本事業の目的と同一である。全区で実施している実態を踏まえると、算定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。                      (第1回幹事会)</p> <p>第1回幹事会において、都側から、「現時点で、国制度において副食費は実費徴収とされていることから、都側としては、副食費の無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえない」との発言があった。</p> <p>国制度においては、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされているが、都区財政調整において、主食費の無償化に係る経費については、既に算定されている。</p> <p>国制度において実費徴収とされていることを理由に、副食費の無償化に係る経費が標準的な需要とはいえないと主張するのであれば、主食費についても同様のはずである。</p> <p>それにもかかわらず、副食費の無償化のみ標準的な需要とはいえないと考える理由について、都側の見解を伺う。                      (第2回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	副食費の無償化（保育所等）（つづき）	繰り返しになるが、3歳から5歳までの児童に係る副食費については、国制度において実費徴収とされていることから、無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えている。（第3回幹事会）	第2回幹事会において、都側から、「主食費に係る経費については、過去の財調協議において整理された上で算定されている」との発言があった。主食費に係る経費について、国制度の変更に関わらず、過去の財調協議により算定していることを踏まえれば、副食費についても同様に、区の実態を反映すべきである。都は、保育料の第一子無償化により、0歳から2歳までの子どもたちの保育料を無償化しているが、この保育料には副食費が含まれている。このため、0歳から2歳の保育料を無償化することは、同時に副食費を無償化することとなる。また、学校給食費保護者負担軽減事業費は、令和7年度財調協議において整理された上で算定されているが、学校給食にはごはん・パンといった主食だけでなく、おかず・牛乳といった副食も含まれている。これらは、「0歳から18歳まで、切れ目のない経済的支援」として都が掲げる施策であり、別途協議中の事業もあるが、都区財政調整においても適切に反映されている。同じ副食費に係る経費であるにもかかわらず、3歳から5歳のみ、標準的な需要とはいえないと考える理由について、都側の見解を伺う。（第3回幹事会）	
4	再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し	住居手当については、「地方公務員給与実態調査」により、毎年度の数値をフルタイム再任用以外の職層別標準給に反映している。新たにフルタイム再任用の職層別標準給及び再任用（短時間）職員給与に住居手当を反映するに当たり、「地方公務員給与実態調査」の数値ではなく、各区の支給実績に基づく支給率等を用いる理由を伺う。また、再任用（短時間）職員給与への加算額について、区側提案は、暫定再任用短時間勤務職員だけでなく定年前再任用短時間勤務職員も含めた支給率を用いて設定しているが、その理由を伺う。（第1回幹事会）	令和6年11月の国通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」を踏まえ、特別区において、令和7年度から、支給要件を満たす再任用職員に対して、新たに住居手当を支給することが可能となったことから標準給及び再任用（短時間）職員給与に住居手当支給分の影響を反映し、算定を改善する。なお、今回の住居手当支給開始に伴う、該当職員一人当たり給与の増加額は各区の令和7年4月の支給実績に基づいた支給率に特別区の住居手当支給額を乗じて設定する。標準給については、部長級、課長級、係長級、主任、係員、技能系、60歳超職員及びフルタイム再任用の8区分の職層別に設定し、職層別の職員構成比を乗じた累計により、統合標準給を設定している。今回の見直しに伴い、フルタイム再任用部分の標準給に増加額を加算することで影響を反映する。再任用（短時間）職員給与については、議会総務費にて個別に算定されているため現行算定に増加額を加算することで影響を反映する。（第1回幹事会）	再任用職員住居手当支給開始に伴い、標準給及び再任用（短時間）職員給与について見直す。

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し（つづき）	各区の支給実績に基づく支給率等を用いる理由、定年前再任用短時間勤務職員も含めた支給率を用いて再任用（短時間）職員給与への加算額を算出する理由は承知した。 なお、区側提案は支給率の算出に誤りがあるなど、改めて精査すべきと考える。 （第2回幹事会）	「地方公務員給与実態調査」には毎年実施する補充調査と5年に一度調査する基幹統計調査があり、再任用職員の住居手当の調査については、基幹統計調査でのみ実施する。次回調査が令和10年度を予定しており、現時点では「地方公務員給与実態調査」の数値を把握できないため、各区実績に基づく支給率等を用いている。 また、暫定再任用（短時間勤務）制度は、定年引上げの経過措置として設けられた制度であり、制度の内容は基本的に定年前再任用短時間勤務制度と同様である。両者ともに勤務時間や給与体系、手当の支給などの面では違いはないため、両者を区別せずに算定しても問題ないとする。 （第2回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。なお、経費設定の方法については、令和10年度に実施される「地方公務員給与実態調査」の結果を踏まえ、令和11年度財調協議で改めて検討する必要があると考えるが、区側の見解を伺う。加えて、特別区の住居手当支給額が変更された場合には、メンテナンスで反映することが適当と考えるが、区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、数値を精査し、改めて影響を反映した。 （第3回幹事会）	
			経費設定の方法について、令和10年度に実施される「地方公務員給与実態調査」の結果を踏まえ、令和11年度財調協議で改めて検討すること、及び特別区の住居手当支給額が変更された場合に、メンテナンスで反映することについて異論はない。 （第4回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	公共施設LED灯切替事業に伴う電力消費量の反映	<p>区側からは、LED灯切替に伴う電力消費量の影響、及び経常的経費の見直し対象外となっている施設に係る電気料金の見直しの2点について提案があった。</p> <p>まず、LED灯切替に伴う電力消費量の影響については、削減効果を反映するモデルを設定することを確認した。</p> <p>次に、経常的経費の見直し対象外となっている施設の電気料金について、区側提案は、経常的経費の見直しに係る調査結果をもとに上昇率モデルを設定して電気料等を改定するものであるが、モデルに用いた施設の種類ごとの上昇率にばらつきがあり、モデルとしては妥当ではないと考える。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>前回幹事会で申し上げたとおり、区側の上昇率モデルは積算に用いた施設の種類ごとの上昇率にばらつきがあり、妥当ではないと考える。</p> <p>一方で、区側の発言のとおり、経常的経費の見直しに係る調査結果からは、各施設とも電気料金が上昇しているという状況は確認できる。令和7年度地方交付税においても、自治体施設の光熱費の高騰への対応経費が計上されており、標準事業規模の見直しを行わなかった施設についても光熱費の高騰を反映すべきである、という点は、都としても一定程度理解する。</p> <p>ところで、財調における電気料については、過去、各区における節電の取組等を踏まえ削減を行った経緯がある。各区においては一層節電に取り組まれていると思うが、近年の電気料金の高騰による影響は、これまでの削減による影響を超える可能性がある。</p> <p>そこで、経常的経費の見直し対象外となっている施設については、上記の電気料削減を復元することとし、その上で、LED灯切替による削減効果を反映させることで、本見直しによる増減を0とすることで整理したいと考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>令和7年度財調協議における公共施設LED灯切替事業費の算定により、財調上の標準施設はLED灯が標準仕様となったため、LED灯導入による削減効果を施設の電気料金に反映し、算定を改善する。</p> <p>削減効果については、国の公表する資料等に基づき、施設の電気料金のうち電灯設備が占める割合や基本料金の割合、電力消費に対する削減割合等からモデル設定し、一律の係数を各施設に乗じることで反映する。</p> <p>なお、標準施設のうち、令和7年度財調協議で投資的経費に係る規模の見直しを行った施設及び小・中学校については、別途区側提案をしているため、各提案の中で、当該係数を乗じることで削減効果を反映する。</p> <p>また、標準事業規模の見直しを行った施設の実態を調査した結果、電気料金の大幅な上昇が見られた。そのため、規模の見直しを行わなかった施設についても同様の状況が想定されることから、LED灯導入による削減効果に加え、調査結果に基づく電気料金の上昇率を乗じ、特別区の実態を適切に反映する。</p> <p>（第1回幹事会）</p> <p>前回の幹事会で都側から、電気料金の上昇率モデルについて、施設ごとの上昇率のばらつきから妥当ではないとの発言があった。</p> <p>区側としては、モデル設定に当たり、施設ごとのばらつきがあるとしても、特別区の実態をもって設定すべきと考える。</p> <p>また、物価高騰等の影響により、電気料金が大幅に上昇している特別区の実態を踏まえると、標準事業規模の見直しを行わなかった施設に対しても電気料金の上昇率を反映する必要がある、反映方法として、標準事業規模の見直しを行った施設の調査結果に基づき設定した上昇率を用いることは適切と考える。</p> <p>（第2回幹事会）</p>	<p>標準施設の電気料等について、LED灯切替に伴う電力消費量の影響を反映し、算定を見直す。</p> <p>なお、電気料金の上昇率の反映は協議が整わなかった項目として整理する。</p> <p>ただし、経常的経費の見直し対象外となっている施設は、過去の電気料削減を復元する。</p>

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	公共施設LED灯切替事業に伴う電力消費量の反映 (つづき)	<p>区側から、異論はないとの発言があったことから、標準事業規模の見直しを行わなかった施設は、都側提案に沿って、本見直しによる増減を0とする。</p> <p>一方、令和8年度財調におけるLED灯切替による削減効果を反映するモデルについて、区側提案は妥当と考える。そのため、標準事業規模の見直しを行った施設及び小・中学校については、各提案における見直し後の電気料等に、当該モデルによる係数を乗じることで整理する。</p> <p>なお、次年度以降、標準施設の電気料等の見直しを行った場合のLED灯切替による削減効果の反映モデルについても、整理されたい。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>前回の幹事会で都側から、区側の上昇率モデルは妥当ではないものの、近年の状況を考慮し、過去の協議での節電の取組等を踏まえた削減を復元した上で、LED灯切替による削減効果を反映することで、本見直しによる増減を0とするという発言があった。</p> <p>まず、区側としては、標準事業規模の見直しを行わなかった施設の電気料に、今回の区側提案による上昇率モデルを反映することが妥当であるとの考えは変わらない。</p> <p>しかしながら、これまでの協議状況を踏まえると、今回の協議において、区側提案に沿った合意は困難である。</p> <p>一方で、昨今の電気料金の高騰を踏まえると、財調上の電気料が現行の水準を下回することは避けなければならない。</p> <p>そのため、今回は、都側の提案に沿って整理することに異論はない。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	
		<p>次年度以降の反映方法について、区側提案はモデルとして妥当であることから、この案に沿って整理する。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	<p>次年度以降、標準施設の電気料を見直す際のLED灯切替による削減効果の反映については、今回設定したモデルをベースに、LED灯への切替が2030年度までの間、毎年一定の割合で進捗するモデルとし、協議年度により切替実施率に基づき削減効果を反映することを想定している。</p> <p>(第4回幹事会)</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
6	<p>投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映</p>	<p>投資的経費については、昨年度の財調協議で区側から提案があり、都区で協議を重ね、平成25年度財調協議以来となる全体的な見直しについて、取りまとめを行った。それに伴い、今回、区側から、経常的な維持管理運営費への反映に関する提案があった。</p> <p>経常的経費の見直しについても、平成26年度財調協議以来の全体的な見直しとなるが、都側としても、現下の社会・経済情勢や各区の実態等を踏まえて、適切な見直しは必要であると認識している。</p> <p>区側から、主な見直し内容のご説明をいただいたが、それらの点も含めて、提案内容を精査の上、次回以降、都側の考え方を示したいと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>今回の見直しは、令和7年度財調協議において投資的経費の標準事業規模を見直したことに伴い、標準施設の経常的な維持管理運営費について、現時点での区側の実態を反映させる必要があることから提案を行うものである。</p> <p>第一に、今回見直しを提案する施設について、令和7年度財調協議で標準事業規模を見直した24施設としている。各施設の箇所数及び固定比率については、投資的経費の標準施設と整合させて設定している。また、直営委託比率については、直営施設と指定管理者制度を導入している施設の運営比率を調査し、その結果に基づき設定している。</p> <p>第二に、経費の算出方法について、施設ごとに節または細節の決算総額を施設面積で割り返し、節ごとの1㎡当たりの単価を算出している。その算出した1㎡当たりの単価に、投資的経費の標準事業規模を乗じることで、標準施設としての経費を設定している。</p> <p>第三に、標準区職員数について、先ほど申し上げた、施設の箇所数及び固定比率、直営委託比率の見直しと整合させて設定している。</p> <p>今回の見直しは、投資的経費の見直しに合わせ、経常的経費についても区側の現下の実態を反映させるべく、大規模な調査を行い、取りまとめたものである。自主・自律的な区間配分調整を踏まえ取りまとめた本提案について、前向きな検討をしていただくようお願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映 (つづき)</p>	<p>前回の幹事会において申し上げたとおり、区側提案の内容に対する都側の見解を説明する。お手元に配布している論点メモをご覧ください。 前回の幹事会で、区側から、主な見直し内容について説明があった。 都側においても、この内容を踏まえ、経費の算出方法、固定費と比例費の比率、直営施設と委託施設の比率、及び標準職員数など、論点メモでお示した点に沿って確認をした。 その中で、特に確認をいただきたい事項について申し上げます。 まず、標準事業規模の見直しについてである。 投資的経費の見直しの際の調査結果と、今回の調査結果を比較すると、大きな差が見られる施設がある。これらの施設については、今回の調査結果を踏まえた標準事業規模の見直しが必要と考える。 次に経費の設定方法についてである。 土木費における公園内の公衆便所に係る維持管理については、公園と一体的な管理を行っている実態があると思われることから、公園の維持管理費と合わせて所要経費を検討する必要があると考える。また、現行算定は清掃回数などのモデルを設定しているため、その点も検証すべきと考える。 この他、各施設の個別の経費についても、精査が必要であると考える。 これらの内容について、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)</p>	<p>都側から、「今回の調査結果を踏まえた標準事業規模の見直しが必要」との発言があった。 標準事業規模については、昨年度の投資的経費の見直しにおいて都区で検討を重ね、協議の上で整理したものである。 そのため、再度の見直しについては慎重に検討すべきものと考えている。しかしながら、差が見られる施設については、今回の調査結果を踏まえた対応を検討していきたいと考えている。 そのほか、都側から提示された確認事項については、次回以降、区側の見解を示す。 (第2回幹事会)</p>	
		<p>まず、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、区側からも同じ認識が示されたことから、次年度以降、改めて見直しを検討するものとして整理したいと考える。 また、標準事業規模の見直し及び各施設の経費について、区側から修正案が示されたので、確認の上、次回、都側の見解をお示しする。 (第3回幹事会)</p>	<p>前回の幹事会において、都側から区側提案に対する確認事項が示されたので、区側の考えを説明する。 まず、標準事業規模の見直しについては、都側の意見を踏まえ、今回の調査結果に基づきメニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて標準事業規模の設定を行った。 次に、公園内の公衆便所に係る維持管理経費については、区側としても、公園全体で一体的な管理が行われている実態があることを認識している。そのため、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を行うことに異論はない。 この他、各施設の経費についても、都側の意見を踏まえ、区側提案を再整理しているので、確認願いたい。 (第3回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	<p>経常的経費の一部に係る物騰率の算出方法の見直し</p>	<p>現在、委託料等については、特定の経費を除き、特別区人事委員会勧告で示される公民較差率等を参考に物騰率を設定しており、民間給与の実態を加味した適切な額が、毎年、財調算定されていると認識している。</p> <p>区側提案では「厚生労働省毎月勤労統計調査」の「調査産業計の給与」を用いているが、こちらも民間給与の実態を踏まえたものであり、現行手法の考え方と軌を一にしているものとする。</p> <p>その上で、提案で示されている物騰率が現行手法によるものと大幅に乖離している点については、計算過程において、対前月の増減率を用いるべきところを、対前年同月の増減率を用いていることが要因であると思われる。都側でこれを是正して試算したところ、現行手法による物騰率と近似する率になることが確認できていることから、物騰率算出方法を変更する必要性はないものとする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>財調上の各種経費は、毎年度、一部を除き各種指標にもとづいて算出された物騰率等を用いて特別区をとりまく財政への影響を反映している。しかしながら、昨今の急激な物価上昇による原材料価格の高騰、労務単価の上昇等の影響に対応できておらず、特別区の実態に即したものとなっていない状況である。</p> <p>今回の提案は、特別区の実態との乖離が特に大きいことが想定される役務費の一部及び委託料に係る物騰率について、算出方法の改善を行うものである。</p> <p>まず、役務費の一部は、現行「特別区人事委員会勧告（公民較差）」の率を用いた物騰率について、「厚生労働省毎月勤労統計調査」の「調査産業計の給与」を指標として算出した率を物騰率とする方法に変更する。</p> <p>委託料は、現行「特別区人事委員会勧告（公民較差）」の率を用いた物騰率について、人件費相当分は「厚生労働省毎月勤労統計調査」の「調査産業計の給与」を、物件費相当分は「東京都区部消費者物価指数」を指標としてそれぞれ算出した率とする方法に変更する。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>協議が整わなかった項目として整理する。</p>

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>経常的経費の一部に係る物騰率の算出方法の見直し（つづき）</p>	<p>特別区人事委員会勧告については、民間給与実態調査を基にしたものであり、その調査数値には最低賃金の影響が反映されているものと考え。そのため、現行手法においては、最低賃金上昇の影響が間接的に反映されていることから、別途加算することは馴染まないと考え。 (第3回幹事会)</p>	<p>物騰率の算出に用いる指標を「対前月の増減率」に修正し、改めて算出した率と過去十数年の時世の流れとを照らし合わせると合致していない年度が多数散見される。そのため、恒常的なメンテナンスとしての区側提案は取り下げることとする。 一方で、近年の資材価格の高騰、賃金上昇等を背景に民間委託等業者が負担する経費に対して適切に対応するよう総務省から複数年度にわたり通知が各自治体に発出されているところである。また、前述の通知に追従する形で委託料の増加分については、地方交付税（普通交付税）の単位費用に加算する方法により対応している。 これを受け、各区の直近3か年の対応状況について調査したところ、当初予算の枠配分予算に一律の率を乗じて算出した金額を加算する等により対応していることが確認できた。また、加算率の積算根拠として、「最低賃金の上昇率」や「東京都区部消費者物価指数」を用いていることも確認できた。 以上、直近3か年における急激な資材価格の高騰、賃金上昇等に各区対応している状況が確認できたため、少なくとも直近3か年分においては、通常の財調上の物騰率以上に臨時的に加算するなどの対応をとるべきであると考え。今回の調査で各区が積算根拠として多く用いている最低賃金の令和4年度から令和7年度までの各年度における上昇率（13.73%）から令和6年度から令和8年度までの財調上の物騰率（7.67%）を差し引いた率（6.06%）を役務費の一部と委託料に臨時的に加算することを提案する。 (第2回幹事会)</p>	
			<p>特別区内で適用される都区財政調整においては、特別区の実態に見合った算定とすべきであり、今回の調査で各区が積算根拠として多く用いている最低賃金の上昇率と現行の物騰率の差分を臨時的に加算することが妥当であると考え。今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であるため、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
8	基準財政需要額のあり方	<p>ただいま、区側から「基準財政需要額のあり方」に関する都側の見解について確認があった。</p> <p>都区財政調整制度が準ずる「地方交付税法」の逐条解説では、基準財政需要額について、「各地方団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財政需要を測定したものである。」と記載されている。</p> <p>また、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>まず、都区財政調整制度は、都と特別区の間のみ適用される制度であるため、区間配分に用いる「あるべき需要」については、「合理的かつ妥当な水準」の観点において、特別区のおかれた実態に適合させるべきである。</p> <p>そのため、これまでの協議において、区側は、単独事業であっても、特別区で標準的に行われている事業であれば、その実態をもって、「合理的かつ妥当な水準」に達した「あるべき需要」として算定すべきと提案している。</p> <p>一方、都側は、その「あるべき需要」を判断する「合理的かつ妥当な水準」は、全国の市町村が義務的に行う事務のほか、国または都が示した基準であると主張している。このように、「基準財政需要額のあり方」についての都区の考え方に大きな乖離があるため、協議が不調となる事業が散見される状況である。</p> <p>基準財政需要額のあり方を考えるに当たり、そもそも、都と特別区の間のみ適用される財調制度と全国の市町村を対象とする地方交付税制度では、制度の構造上、基準財政需要額として捕捉すべき範囲が、次のとおり異なる。</p> <p>まず、固定資産税等の調整税の留保財源に関するものである。地方交付税制度では、基準財政収入額の算定の際、調整税の25%分が自主財源事業に充てるための留保財源とされることから、その分は、基準財政需要額に反映されない。</p> <p>（つづきあり）</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	基準財政需要額のあり方 （つづき）		<p>一方、財調制度では、調整税の全額が都区間で財源配分を行う原資となるため留保財源は発生しない。そのため、調整税の一定割合に係る分の全額、地方交付税制度では留保財源とされる分も、基準財政需要額として捕捉する必要があると考える。</p> <p>次に、地方交付税算定上の財源超過分に関するものである。財調制度は、地方交付税の都区合算による適用があった後の都区間の財源配分を行う制度であり、地方交付税算定上の財源超過分も含めて調整を行うものと考え。そのため、財調制度では、その分地方交付税以上に基準財政需要額を捕捉する必要があると考える。</p> <p>今述べたとおり、基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも、財調制度の方が広いと考える。</p> <p>加えて、財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定がされるべきと考える。</p> <p>以上を踏まえ、基準財政需要額のあり方についての都側の見解を伺う。            （第1回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>基準財政需要額のあり方 (つづき)</p>	<p>区側から「基準財政需要額のあり方」について、「地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、『あるべき需要』として算定されるべきと考える」との発言があった。</p> <p>財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。</p> <p>また、区側から「都と特別区のみで適用される財調制度において、特別区域で普遍的に実施しているものは、特別区の実態として、国や都基準以上に捕捉すべきと考える」との発言があった。</p> <p>都基準に関しては、「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であり、いわゆる、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考えている。</p> <p>そのため、都基準よりも上の水準の需要を財調算入する場合には、「大都市需要」として論理的に説明できることが必要と考える。なお、この考え方は、国基準しかない場合についても同様である。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>第1回幹事会において、都側から、「財調上の基準財政需要額の『合理的かつ妥当な水準』については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている」との発言があった。</p> <p>繰り返しになるが、財調制度における基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも、広いと考える。</p> <p>財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定されるべきと考える。</p> <p>そのため、財調制度における基準財政需要額は、国または都が示した基準に縛られず、特別区の実態を反映し算定すべきと考える。都と特別区のみで適用される財調制度において、特別区域で普遍的に実施しているものは、特別区の実態として、国や都基準以上に捕捉すべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	基準財政需要額のあり方 （つづき）	<p>ただいま、区側から「基準財政需要額のあり方」に関する都側の見解について確認があった。</p> <p>繰り返しになるが、財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>都側から、「財調上の基準財政需要額の『合理的かつ妥当な水準』については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくもの」との発言が繰り返された。</p> <p>繰り返しになるが、財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定がされるべきと考える。</p> <p>区側が算定を求めている特別区の単独事業は、特別区の区域において標準的に行われているものであり、基準財政需要額に算入することも技術的に可能である。</p> <p>このため、基準財政需要額に反映することが妥当と考える。区側が算定を求めている特別区の単独事業について、基準財政需要額に反映しないことに対する都側の見解を伺う。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	特別交付金	<p>区側から「交付率の変更等」と「算定項目『C-イ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応』の算出方法の変更」の2点に関する発言があった。</p> <p>特別交付金の算定ルールについては、都区合意に基づき策定されており、その内容について問題はないと考えているが、区側から示された提案内容について、都の考えを申し上げる。</p> <p>まず1点目についてであるが、区側提案は、分析結果を踏まえ、算定項目「C-ウ」及び「B-エ」の交付率を実態に合わせることを、加えて、算定項目「C-ウ」の交付率の引き上げの目安を作成し明示するという内容である。</p> <p>しかし、交付率の変更等は、予見性という観点からだけではなく、様々な観点から検討を行う必要があると考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>次に、2点目についてであるが、算定ルールにおいて、算定項目「C-イ」の算出方法は、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額となっている。</p> <p>この算出方法については、令和7年度財調協議において、区側から、「C-イ」対象事業のうち、複数年度にわたる事業で分割交付を受けているものについて、事業終了年度の財調単価をもとに精算する、という内容の提案がされたところである。</p> <p>これに対し、都側からは、精算をするならば、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均をもとに精算すべき、という考えを述べ、協議が整わなかった項目として整理された経緯がある。</p> <p>（つづきあり）</p>	<p>昨日の第1回財調協議会でも触れたが、令和7年度財調協議において、区側は、特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、早急にルール作りが必要であると発言した。</p> <p>これに対し、都側からは「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ねて合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論がない」という回答があった。</p> <p>このことを踏まえ、算定ルールの見直しについては是非、前向きな議論をお願いする。</p> <p>1つ目は「交付率の変更等」についてである。</p> <p>現行の算定ルールには、算定項目「C-ウ その他特別の事情」の交付率が明示されていない。また、算定項目「B-エ 特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」の交付率は「原則2分の1以上」と明示されている。</p> <p>提案に当たり、算定事業を分析した結果、「C-ウ」は、交付率「4分の1」で算定されている事業が最も多いこと、また、交付率毎に事業の共通性がみられることを、また、「B-エ」は、ほぼ全ての事業が交付率「3分の2」で算定されていることを確認した。</p> <p>こうした実態を踏まえ、交付率の変更等に係る算定の改善について提案する。具体的には、算定項目「C-ウ」の原則の交付率を実態に合わせて明示すること、加えて、交付率の引き上げの目安を作成し明示すること。また、算定項目「B-エ」の原則の交付率を実態に合わせて変更することである。</p> <p>本提案により交付率及び引き上げの目安が明らかになり、算定の予見性が高まる等の算定ルールの改善が見込まれるものとする。</p> <p>（つづきあり）</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)	<p>令和7年度財調協議における区側提案は、財調単価による算定を前提とした提案であった一方、今回の提案は、財調単価による算定を廃止し、実績額による算定のみとする提案となっており、昨年度協議における提案内容と考えが変わっているが、その理由を伺う。</p> <p>また、「C-I」の算出方法は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものであり、実績額による算定のみの場合、区間配分に課題が残ると考えるが、区側の見解を伺う。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	<p>2つ目は、算定項目「C-I 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法の変更についてである。</p> <p>令和7年度財調協議において、算定項目「C-I」の算出方法に係る算定ルールの見直しについて、協議が整わなかった項目として整理されている。</p> <p>令和8年度財調協議に向けて、算定項目「C-I」に関して調査した結果、多くの算定事業が実績額により算定されていること、また、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため実績額を下回るといった乖離があることが確認された。</p> <p>こうした実態を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案する。</p> <p>(第1回幹事会)</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)	<p>区側から「交付率の変更等」と「算定項目『C-イ』の算出方法の変更」の2点に関する発言があった。</p> <p>まず1点目についてであるが、「交付率の変更等」を行う理由について、区側から「算定の予見性」という観点と、都区双方で共通の認識を持つことによる「事務負担軽減」という観点からの提案である旨の見解が述べられた。</p> <p>「交付率の変更等」についてであるが、前提として、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。</p> <p>また、交付率の引き上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであり、あらかじめ目安を作成し明示するものではないと考える。</p> <p>都側としては、「交付率の変更等」を検討するに当たっては、区側が考える観点だけではなく、景気後退時における調整税等の減収局面も考慮する必要があることから、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではないと考える。</p> <p>次に2点目についてであるが、令和7年度財調協議における提案と今回の提案とで考えが変わっている理由として、区側から「昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態が、あらためて確認された」との回答があった。</p> <p>しかしながら、令和7年度財調協議における区側提案も同様の理由であったことから、考えが変わった理由について十分な説明となっていない。</p> <p>区側提案は実績ありきの提案であり、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためという「算定項目『C-イ』の算出方法」の目的を十分に踏まえた上での提案になっていないと考える。</p> <p>この目的についても、区側の見解を伺ったところ、「各区における大規模改修や改築の規模、単価の差異自体も特別の財政需要である。」との回答があった。</p> <p>(つづきあり)</p>	<p>「交付率の変更等」について、第1回幹事会において、都側から「交付率の変更等は、予見性という観点からだけではなく、様々な観点から検討を行う必要がある」との発言があった。</p> <p>繰り返しになるが、区側は、実態を踏まえた交付率を算定ルールに明示することで、算定の予見性が高まるものと考えている。また、現状より、さらに精度の高い予算編成が可能になる等、財政運営上のメリットにつながるものと考えている。</p> <p>加えて、交付率等について、都区双方で共通の認識を持つことで、交付率等に関する事務上のやりとりが低減され、事務負担軽減にもつながるものと考えている。</p> <p>なお、都区双方の協議によって定められている算定ルールに交付率が明示されることは、透明性、公平性の向上に資するものであると考えている。</p> <p>次に、「算定項目『C-イ』の算出方法の変更」について、都側より「令和7年度財調協議における区側提案は、財調単価による算定を前提とした提案であった一方、今回の提案は、財調単価による算定を廃止し、実績額による算定のみとする提案となっており、昨年度協議における提案内容と考えが変わっているが、その理由を伺う」との発言があった。</p> <p>繰り返しになるが、令和8年度財調協議に向けた調査の結果、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため、実績額を下回るといった乖離があるなど、昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態が、あらためて確認された。</p> <p>(つづきあり)</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)	<p>都側としては、都区で合意した算定ルールに則り、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえれば、何故調整を行う必要がなくなったのか区側から明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではないと考える。</p> <p>なお、昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態があるということについては、令和7年度財調協議で述べたとおり、財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきと考える。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>このことを踏まえ、建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を漏れなく捕捉できる、実績額による算定の方が、財調単価による算定と比較して、より妥当であるとの考えに至った。</p> <p>また、都側より「『C-I』の算出方法は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものであり、実績額による算定のみの場合、区間配分に課題が残ると考えるが、区側の見解を伺う」との発言もあった。</p> <p>特別交付金は、基準財政需要額によって捕捉されなかった特別の財政需要を算定するものであり、差異が生じること自体、特別交付金の性格にも相反するものではなく、各区の大規模改修や改築の規模、単価の差異自体も特別の財政需要であると考え。</p> <p>また、区間配分について、その当事者である特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、総意として主体的にとりまとめたものである。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	<p>区側から「交付率の変更等」と「算定項目『Cーイ』の算出方法の変更」の2点に関する発言があった。</p> <p>まず1点目について、区側から、算定項目「Cーウ」について、「原則4分の1以上」と、「原則」をつけることで、様々な状況に応じた運用が可能との見解が述べられた。</p> <p>しかし、この区側の見解であると、これまで区側が主張していた「算定の予見性が高まる」という点については見込むことができないと考える。</p> <p>そもそも、現行の算定ルールでも、様々な状況に応じた運用が可能となっていることから算定ルールを変更すべき理由は無いと考えている。</p> <p>また、過去の交付率の引き上げ実績を示すことについてであるが、交付率は、各区に対して事業毎に通知しているため、区側で情報共有すれば実現するものと考えている。</p> <p>次に2点目についてであるが、区側から「算定項目『Cーイ』における算定方法の変更」に関して、都側の意見を踏まえて行った検証結果を反映した変更案と論点メモが示された。</p> <p>こちらについては、内容を確認の上、次回、都側の見解を述べる。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>第2回幹事会において、「交付率の変更等」について、都側から「景気後退時における調整税等の減収局面なども考慮する必要があることから、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではない」との発言があった。</p> <p>区側は、算定ルールに交付率を明示するに当たって、算定項目「Cーウ」について、「原則4分の1以上」と、「原則」をつけることを想定しており、都側が懸念した景気後退局面等の様々な状況に応じた、運用が可能と考える。</p> <p>また、都側から「特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではない。また、交付率の引き上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであり、あらかじめ目安を作成し明示するものではない」との発言があった。</p> <p>目安については、交付率の引上げ基準のように、算定することをあらかじめ約束するものではなく、参考となるもの示すことを提案しており、都側の懸念は当たらないと考える。例えば、過去の引き上げ実績をお示しいただくことも、目安になりうると考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>次に、「算定項目『Cーイ』の算出方法の変更」について、都側から「各区における事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえれば、何故調整を行う必要がなくなったのか区側から明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではないと考える」との発言があった。</p> <p>現行の算定ルールは、平成19年に行われた特別交付金の算定ルールに係る協議を経て定められ、既に15年以上経過している。この間、東日本大震災の復興、オリンピック需要、ウクライナ情勢、急激な円安等、都区を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化している。</p> <p>（つづきあり）</p>	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 (つづき)		<p>また、物価高騰による影響は特別区の行政活動のあらゆる場面で表出しており、看過できないものとなっている。算定ルールは、その時々状況を迅速かつ的確に捉え、都区双方にとって、よりよいものとなるよう、適宜、見直しを図っていくべきである。</p> <p>このように、区側としては、社会・経済情勢の変化や建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を踏まえ、算定項目「Cーイ」を実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であると考え。</p> <p>一方、都側から、昨今の建築資材の高騰等により、工事費が増加している実態について、「財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべき」との意見があり、今回の協議において、実績額で算出する方法について、都区双方の見解を一致させることは困難であると考え。</p> <p>区側としては、実績額で算出する方法が妥当であるという考えに変わりはないものの、現下の状況を看過することもできない。そこで、都側からの意見を踏まえた検証を行い、その結果を反映した変更案を提出する。詳細については、論点メモをご覧いただきたい。</p> <p>まず、上欄の現行の算出方法は、申請初年度の財調単価に整備面積を乗じた額が分割して交付され、財調単価が増加した場合でも、精算されない。この方法では、申請初年度の財調単価で算定額が固定されるため、工事期間に係る建築資材高騰等による工事費の増加に対応することができない。</p> <p>次に、下欄の変更案だが、第2回幹事会での都側の意見にもとづき、事業終了年度において、申請初年度から事業終了年度の平均財調単価に整備面積を乗じた額で精算する方法である。この算出方法により、財調単価が増加した場合、工事費の増加に対し、一定程度、対応することができるものと考え。</p> <p>なお、本件は早急に対応する必要があることから、都区で合意がなされた際は、今年度から適用することを求める。 (第3回幹事会)</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
10	都市計画交付金	<p>第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。</p> <p>そのため、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできた。</p> <p>今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	<p>都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されていることから都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源として活用できるよう、設けられているものである。</p> <p>都市計画税が増収傾向にある中、都市計画交付金の令和7年度当初予算額は前年度より100億円増の300億円となり増額が図られた。</p> <p>区側としては、引き続き、都区双方の都市計画事業の実績に見合うよう財源を確保すること、全都市計画事業を交付対象化すること、交付率の上限撤廃及び都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善することを提案する。</p> <p>また、都市計画事業の都区双方の実施実態について、従前からの必要な情報提示の求めに、応じていただけていない。都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源について、都区で協議するには、都区の都市計画事業の実施実態や都市計画税の充当状況を検証することが不可欠である。</p> <p>平成19年度財調協議までは、財調協議の場を中心に、交付金の対象事業の見直し等について整理してきた経緯がある。それ以降の財調協議においては、都側から財調協議の中で直接議論するものとは考えていない等という見解が示され、実質的な議論ができていない。</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行することが必要である。都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、是非とも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。</p> <p>（第1回幹事会）</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 (つづき)	<p>前回の幹事会での発言と繰り返しになる部分もあるが、都はこれまでも、各区に現状や課題などを伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図ってきた。また、交付率については、弾力的な運用を行っている。</p> <p>都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応していく。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	<p>第1回幹事会における区側からの提案や求めについて、都側から明確な回答はなかった。</p> <p>区側は、全都市計画事業の交付対象化、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保、交付率の上限撤廃の3つが合せて改善されなければ、課題の根本的な解決は図られないと考える。</p> <p>このうち、交付率については、都市計画交付金総額を都区双方の実績に見合ったものとする妨げとなっているだけでなく、交付金に執行残が生じる要因ともなっている。</p> <p>令和7年度予算額が300億円に増額されたところだが、前回、増額された平成29年度は、特別区が事業費ベースで800億円以上の都市計画事業を実施しているにも関わらず、交付率に上限があるために交付額が約170億円にとどまり、30億円を超える執行残が生じた。</p> <p>このように、交付率の上限により執行残が生じることは、避けるべきであることから、交付率について上限を撤廃すべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>(第2回幹事会)</p>	

## 2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 (つづき)	<p>ただいま区側から発言のあった4点について、あわせて都の考え方をお示しする。</p> <p>都はこれまで、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図るとともに、令和7年度予算では、特別区における都市計画事業の事業動向等を踏まえ、前年度より100億円増の300億円を計上するなど、予算の増額にも取り組んできた。</p> <p>都市計画交付金の運用に当たっては、今後も特別区の都市計画事業が円滑に促進されるよう、各区から直接、現状や課題などを伺いながら適切に対応していく。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>第2回幹事会において、区側から執行残なども踏まえた交付率の上限撤廃を求めたが、都側は「交付率については、弾力的な運用を行っている」と述べるのみで、明確な回答はなかった。</p> <p>現行制度において、交付率の弾力的な運用が行われていることは区側も当然に承知している。その上で、現行制度の見直すべき点を指摘しているの、改めて都側の見解を伺う。</p> <p>加えて、都市計画交付金算定要領において、「前後10パーセント程度の弾力的適用を図る」とされているが、特別区における都市計画事業の円滑な実施が重要であるならば、交付率が低下する場合の弾力的な運用は必要ないと考える。このことについても、都側の見解を伺う。</p> <p>こうした交付率の問題は、都が都市計画事業費及びその地方債償還金を都市計画税で賄うなか、なぜ特別区だけが都市計画事業費の大部分を一般財源である財調交付金で対応しなければならないのかという、制度の根本的な問題に繋がっている。</p> <p>区側として協議を求めているのは、特別区の総意である「都市計画交付金の抜本的な見直し」についてであり、これは個別の区ごとに協議するものではなく、都と特別区の間で、特別区の総意としての提案を受け、協議すべき性格のものとする。</p> <p>過去には財調協議の場を中心に整理してきた経緯があることも踏まえ、財調協議の場で議論すべきものとするが、都側の見解を伺う。</p> <p>また、本来的に財調協議の場で議論すべきであるという区側の立場に変わりはないが、財調協議の場において議論ができないのであれば、財調協議とは別に、協議体を設置し議論を行うべきと考えるが、都側の見解を伺う。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	

【財源を踏まえた対応】

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源見直し	<p>東京都の令和7年度補正予算及び令和8年度予算の編成作業は、現在も続いているので、本日のところは、口頭で説明する。</p> <p>あくまで現時点での財源見直しであり、また、税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されていない。今後、変動がありうることをお断りしておく。</p> <p>固定資産税は、1兆5,403億6千万円、市町村民税法人分は、7,678億7千1百万円、特別土地保有税は、1千万円、法人事業税交付対象額は、1,023億8千6百万円、固定資産税減収補填特別交付金は、0円、これらを合わせた調整税等の合計は、2兆4,106億2千7百万円と見込んでいる。</p> <p>これを56%相当で計算すると、1兆3,499億5千1百万円となり、これに、令和6年度の精算分、104億3千7百万円を加味した交付金総額では、1兆3,603億8千8百万円となる。</p> <p>この結果、普通交付金の額としては、1兆2,787億6千5百万円と見込んでいる。</p> <p>ただいまの財源見直しを、令和7年度当初フレームと比較すると、固定資産税は、率にして1.6%の増、市町村民税法人分は、10.0%の増、法人事業税交付対象額は、4.8%の増、固定資産税減収補填特別交付金は、皆減と見込んでおり、調整税等の全体では、4.3%の増と見込んでいる。</p> <p>普通交付金の額としては、精算分の影響も加え、約584億円、率にして4.8%の増となる見込みである。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>令和8年度の財源見直しについてだが、都側の説明では、今後の税制改正の内容に従い、適切に対応していくということであった。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応については、必要があれば、次回具体的な内容を提案させていただく。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	
	(基準財政収入額見込)	<p>基準財政収入額の見込みについて、各項目の収入見込額を申し上げる。特別区民税が、1兆1,693億3千9百万円、軽自動車税環境性能割が、3億4千7百万円、軽自動車税種別割が、38億1千8百万円、特別区たばこ税が、685億4千万円、利子割交付金が、172億4千4百万円、配当割交付金が、364億7千8百万円、株式等譲渡所得割交付金が、558億3百万円、地方消費税交付金が、2,842億8千6百万円、ゴルフ場利用税交付金が、4千1百万円、環境性能割交付金が、53億8千6百万円、地方特例交付金が、36億7千9百万円、その他の譲与税等が、167億6千1百万円、特別区民税特例加減算額が、マイナス219億7千6百万円、地方消費税交付金特例加算額が、260億9千3百万円となり、基準財政収入額合計では、令和7年度フレーム対比で、1,561億6千5百万円、率にして10.3%増の、1兆6,658億4千万円を見込んでいる。</p> <p>(第3回幹事会)</p>		

【財源を踏まえた対応】（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	<p>（基準財政需要額見込）</p>	<p>基準財政需要額の見込みについてであるが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆6,613億円となっている。                      なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約400億円を含んでいる。                      （第3回幹事会）</p>		
	<p>（普通交付金所要額見込）</p>	<p>基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和8年度の普通交付金所要額は、約9,955億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の額が、この所要額に比べ、約2,833億円超過すると見込んでいる。                      （第3回幹事会）</p>		

【財源を踏まえた対応】（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	基準財政収入額	<p>令和8年度の基準財政収入額は、1兆6,658億4千万円と、令和7年度フレームと比べて、1,561億6千5百万円、率にして10.3%の増を見込んでいる。これは主に、特別区民税及び地方消費税交付金の増を見込んだものである。</p> <p>特別区民税については、雇用・所得環境の改善による総所得金額の増などにより、約904億円、率にして8.4%の増を見込んでいる。また、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、その影響額を見込額に反映している。</p> <p>地方消費税交付金については、暦日要因により、令和7年度における繰入地方消費税額の一部が令和8年度に流入すること、また、国内消費が堅調に推移することによる増を見込んだ結果、約323億円、率にして12.8%の増を見込んでいる。</p> <p>なお、現時点で税制改正の大綱は決定されていないが、政府の動向を引き続き注視し、今後の税制改正の内容に従い、適切に対応していくものと考えている。収入見込みに変動が生じた項目については、今後改めてお示しする。</p> <p>配布資料「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（令和7年度分）」は、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、令和8年度の区別算定に係る基礎数値となる。資料の数値については、すでに、都区双方の事務方で確認しているが、改めてご確認いただきたい。特例加減算額の措置については、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様に確認していく。</p> <p>最後に、基準財政収入額は、これまで「区別算定については、標準税率を用いることが法令で定められており、区別算定と同様にフレーム算定においても標準税率により行う」との考え方に基づき、算定を行ってきた。本日も説明した令和8年度フレームについても、標準税率により算定を行っている。令和9年度フレーム以降も同様に標準税率により算定を行っていく。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	<p>基準財政収入額の算定については、異論はない。</p> <p>（第3回幹事会）</p>	

【7年度再調整】

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源見直し	<p>調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約6億円の増、市町村民税法人分は、約727億円、率にして10.4%の増、特別土地保有税については、予算額と同額、法人事業税交付対象額は、約51億円、率にして5.2%の増、固定資産税減収補填特別交付金は、予算額と同額となると、それぞれ見込んでいる。</p> <p>これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム対比で、約785億円、率にして3.4%の増と見込んでいる。</p> <p>これを財調交付金56%相当で計算すると、約440億円の増となり、普通交付金が約413億円の増、特別交付金が約26億円の増となる。</p> <p>財源見直しは、このようになっているが、普通交付金については、当初算定時に約64億円の算定残が発生していたので、約477億円が最終的な算定残となる見込みである。</p> <p>(第3回幹事会)</p>		
2	7年度の対応	<p>令和7年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明する。先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約477億円となる見込みである。</p> <p>この取扱いについては、都区財政調整条例第8条第2項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算するのではなく、基準財政需要額の追加算定を行い、普通交付金で交付することとする。</p> <p>この算定に当たっては、令和7年度の財政需要を改めて見直した上で、次の項目での検討を進めている。</p> <p>義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、将来の財政負担を軽減するため、令和7年度分に限り、起債充当を行わないこととして算定、発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定、これらの項目について、算定すべきと考えている。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	<p>都側から、再調整項目として、義務教育施設の新増築等に係る経費の算定と、公共施設の改築需要に係る経費について、提案があった。</p> <p>区側としては、義務教育施設の新増築等に係る経費については、区間配分に与える影響に鑑み、慎重に検討する必要があると考える。</p> <p>また、公共施設の改築需要に係る経費については、項目として異論はないが、その他の事業として、特別区の実態と大幅な乖離が生じている事業などについて、優先的に算定すべきである。</p> <p>資料「令和7年度再調整項目に係る区側論点メモ」を参照されたい。この資料は、区として、再調整にて優先的に算定すべき具体的な事項の内容をまとめた一覧である。</p> <p>具体的には、本資料に記載のとおり、ガバメントクラウド関連経費や、共同生活援助等事業に係る経費、第一子無償化への対応に係る経費などの計8項目の算定を求める。</p> <p>(第3回幹事会)</p>	